

陸中海岸におけるイルカ漁の歴史と民俗(下)
 (History and Folklore of Catching Dolphins at Rikuchu-kaigan(2))

中村 羊一郎
 Yoichiro NAKAMURA

(平成十九年九月二十五日受理)

複雑に入り組んだ陸中海岸の入江では、回遊してくるイルカの群れを追い込んで文字通り一網打尽に捕獲する「イルカ追い込み漁」を、大正時代まで行っていたところが二ヵ所知られている。そのうちの岩手県下閉伊郡山田町大浦については、本紀要の前号において同タイトルの（上）として報告した^①。本稿は

それに続いて、もう一ヶ所のイルカ追い込み漁実施地区であった岩手県大船渡市赤崎の事例を報告する。赤崎におけるイルカ追い込み漁の開始時期は明確ではないが、漁の瀬主であった志田家に残る収益配分などを記載した勘定帳には享和二年（一八〇一）のものがあり、少なくともそれ以前から追い込み漁が行っていたことは確実である。本稿では、この志田家文書を基

本史料とし、現地における聞き取り調査を加えて追い込み漁の実態と、それが村落生活と如何なる関係をもつて実施されてきたかを考察する。

なお、大船渡湾はイワシ漁に好適であつただけでなく、海草や貝類なども豊富であつたため海面使用をめぐる争いが生じ、

赤崎村は対岸の大船渡村との間で、いわゆる海論を繰り返してきた。その初めは元禄時代にさかのぼり、明治のいわゆる旧漁業法施行前まで三十回以上に及ぶ。注目すべきは、そのなかでイルカ漁は一貫して赤崎に独占権が認められていたと考えられるが、これは湾内に入ってくるイルカの回遊コースとも深い関連がある。つまり赤崎側は水深が深く、イルカの群れは湾の最奥に近い野島という小島の周りを三回まわって再び出て行くといわれているので、その間に赤崎側で網を張りかける時間があつてゐることになる。なお、イルカは仲間の靈を弔うためにやつてくるといわれているが、これは「海豚参詣」といわれる民俗に属し、類例が少ない東北地方太平洋側における貴重な事例である。

さらに、追い込み漁の実施にあたっては、湾内で操業中のイワシ手縄り網（アラデ網）の仲間が重要な役割を果たしていたため、他地区で一般的な第一発見者に対する報償はなく、最初に網を張った「一番張り」に対して、水揚高の十五分一が与えられるという規約があった。また勘定帳には漁ごとに酒代が計上されており、さらに配分率に若干の差はあるものの、全戸に当り金が配られたこともわかる。イルカ漁が、単純な捕獲作業ではなく、集落運営全体に直結した特殊な意味をもつていたことを、この赤崎の事例でも確認できる。

なお、赤崎より南の宮城県気仙沼市唐桑においては、江戸時代中ごろに積極的にイルカ漁を実施していた記録があるので、あわせて紹介し簡単な考察を加えることにする。唐桑のイルカ漁の始まりは紀州から北上してきたカツオ漁師ないし鰐節製造者との関連が想像されるが、この点は前号の山田湾大浦の事例

と対照させて考えなければならない。

はじめに

本稿は、筆者が継続中の列島各地におけるイルカ追い込み漁をめぐる歴史と民俗に関する調査・研究の一環である。

明治二十二年、大日本水産会から岩手県内におけるイルカ追い込み漁の実態についての照会があり、釜石・山田町大浦・大船渡市赤崎の三箇所から回答があった。このうち大浦については前号で報告した。釜石の回答では明治二十一年にマイルカ三〇〇頭、とあるのみである。しかし『岩手県漁業史』によれば、山田と赤崎以外にも明治初年に氣仙郡でイルカがしばしば捕獲されており、「宮古地方では、明治四年（一八七一）、七年に二〇〇頭もの大漁が記録されている。そして、一八年に五〇頭の漁獲があつて、その後一〇余年間漁がなく二三年（一八九〇）より五年にかけて三千乃至二千頭前後という大漁が続いている。漁獲方法は、赤崎地方では、鰐網で使用する『方言荒手』と称する縄製の網で、一番張り、二番張り、三番張りと三重に縄網を巻き、最後に魚採り（よとり）網と称する漁網で捕獲していく。また、宮古地方では、イルカの群を見つけると漁夫多数で船を乗り出し、列を作つて湾内に追い込み、最初大目の縄網を用いて湾口を張り切り、漸次巻き捕える方法がとられていた」とある。ここにはイルカ捕獲の方法の違いも指摘されているが、宮古地方の方法は前号で報告した山田町大浦と同じである。なお、釜石においても明治二十一年に漁獲があり、同三十年にも千五百貫目の漁獲があつたとされている（前掲）。後述するよ

うに赤崎で捕獲されたイルカが釜石に出荷されている例があり、同地方にイルカ肉に対する需要があつたことが分かるので、それらの地域においても調査の必要があるが、資料不足は如何ともし難い。本稿ではイルカ漁に関するまとまつた資料が残る赤崎の事例について、詳細に報告することにしたい。^{〔3〕}

一 赤崎村イルカ漁の沿革

1 旧赤崎村の概観

赤崎村（現・岩手県大船渡市赤崎町）は大船渡湾の東岸にあたり、湾奥に流入する盛川をはさんで大船渡市の中心部である盛町に接し、東は綾里村（現大船渡市三陸町綾里）と境界を画す。村内には繩文遺跡が点在し、また中世の板碑や古城館跡があり、金採掘の跡も発見されているなど、古くから人が住み、地形からみて海上交通の一拠点ともなつていていたと考えられる。

近世には仙台藩領であり、元禄郷帳では五二四石余、天保期には七〇四石となり、家数は二五〇余であった（角川日本地名大事典『岩手県』）。明治二十二年に単独で自治体を形成し、昭和二七年の合併により大船渡市赤崎町となつた。本稿の舞台となるのは、この赤崎町を構成していた一二の小字のうちイルカ漁を行なつてきた永浜・清水・上蛸ノ浦・下蛸ノ浦の四集落である。

昭和十七年の「赤崎村勢要覧」によれば、人口は五〇八一、戸数七一三のうち、農業は專業及び主たる兼業とする家が三八三（うち專業は三九）、水産業は同じく一二六（同三〇）、村の総生産額に占める水産業の割合が四割前後を推移していること

は、戸数からみて水産業が経済的に卓越していることを示している。内容的には江戸時代から盛んであった湾内でのイワシ漁が大きな比重を占めていたが、湾奥においては製塩業も盛んではあった。幕末に至って海苔養殖の試みが始まったがいったん中絶、明治五年に村民の佐々木哲之助・金野源四郎ほか数名によつ

て実験が再開され、同九年に海面一町歩を養殖場に設定し、以て実験が再開され、同九年に海面一町歩を養殖場に設定し、以來村内十二区中、外海に近い長崎と合足以外はほとんど製造に従事するようになり、水産物の一位を占めるまでになつた。もうひとつ特筆すべきは、永浜区の弁天山に石灰岩の採掘場があつたことで、大量の石灰石を各地に搬出しているほか、昭和十一年には東北セメントが設立され

て翌年からセメント製造を開始、のち小野田セメントと合併して現在は太平洋セメントとして稼動している。弁天山は山容を全く変じ、頂上近くに鎮座していた弁天社も移転を余儀なくされている。

また湾内には北から野島、琵琶島、水鷄島、前島、珊瑚島（三郷島）、ミサゴ島などの無人島が点在するが、とくに珊瑚島はイルカ追い込みに際して網の一方をかける基準となつていた。なお地区の南、大船渡湾に突き出した尾崎岬には広い範囲から信仰を集めた尾崎神社が鎮座する。

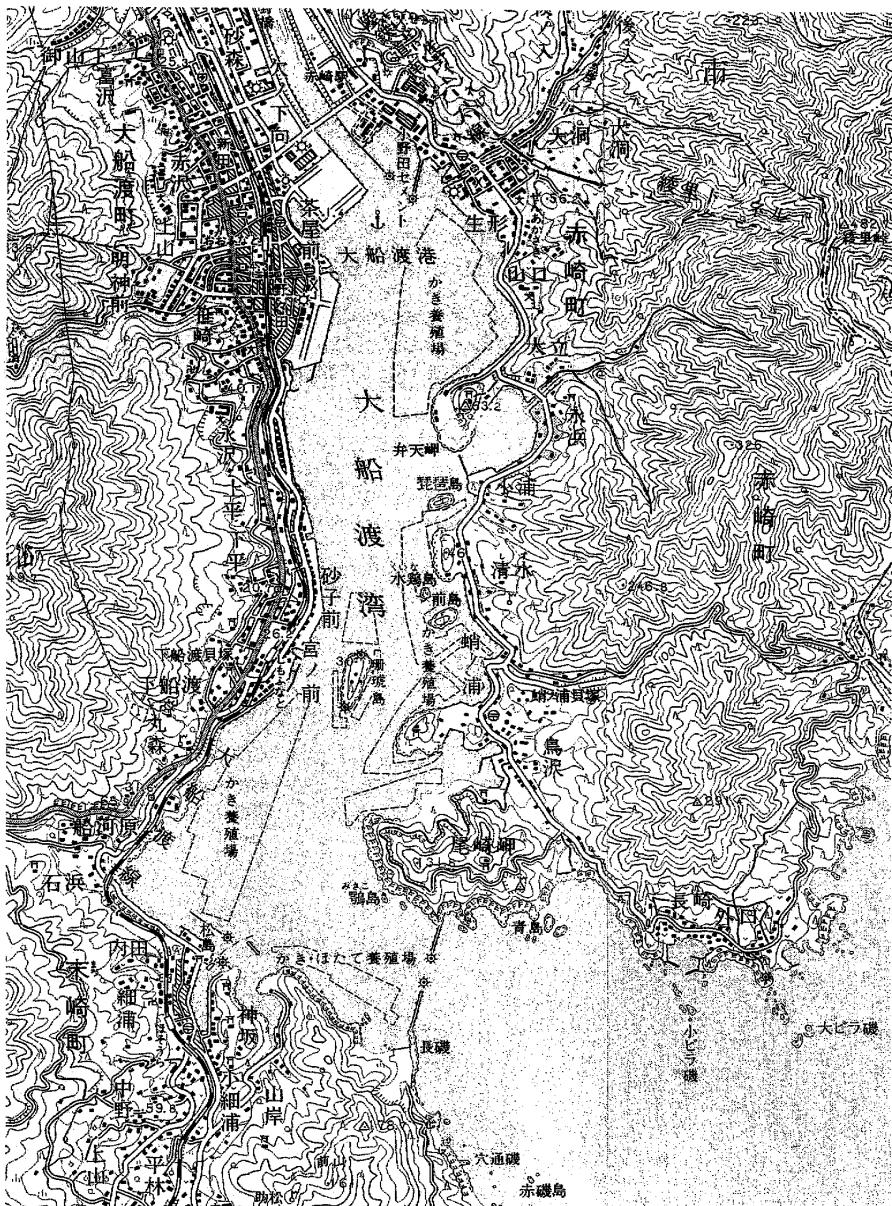


図1 大船渡湾 (国土地理院5万分1地形図「盛」「綾里」より)

2 イルカの野島参り

点在する島々のうち野島は大

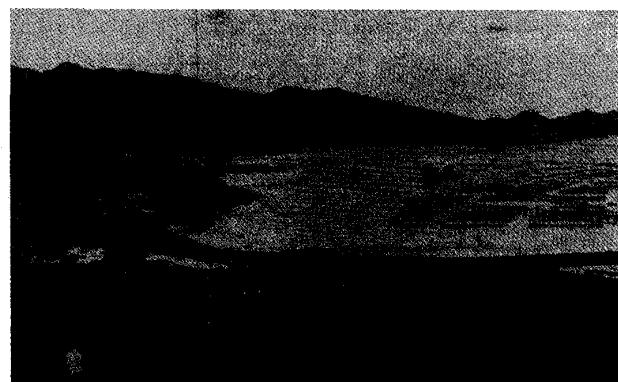


写真1 セメント工場が建つ前の跡浜高台から見下ろした野島附近の景観（『赤崎村史料』より複写）

昔なあ、野島にイルカの親子がいて、島のまわりをぐるぐる回って泳いだり、磯辺に寝そべって遊んだりと平和に暮らしていたそうだ。それを近くの漁師が捕らえようと小船を漕いで島に渡り、イルカと格闘になった。母イルカは小船に体当たりをしたり、飛び跳ねたりして子供イルカを助けたが、自分は力尽きて死んでしまった。不憫に思った土地の人たちが島の小高いところに祠を建て、母イルカの靈を祀った。難を逃れた子供イルカたちは沖に移ったが、助けてくれた母イルカのことが忘れ

船渡湾の最奥に近いところにある小島で、干潮時にはつながるほど近さにある男島（おじま）と女島（めじま）からなっていたが、現在周辺が埋め立てられて、太平洋セメントの敷地に接している。かつては目立つ松の木が生えており、湾内に来たイルカ群は必ずこの島を三周していったといわれている。イルカが大船渡側には近寄らずに赤崎側を泳いでくるのは、島と岸との間の水深がかなり深かったからだとされている。イルカはなぜ、この島までやってくるのか、大船渡町の新沼春雄氏による伝説の概要を紹介する。

新沼氏はこの話を幼い頃に母から聞かされたという。氏自身も小学校の頃、「来たぞ」という声で海岸近くに行き、実際に波しぶきを立てて湾内を野島に向かって泳いでいくイルカを見たが、本当に島の周りを三回まわるかどうかは確かめられなかつたという。

埋めたて前、男島には「八大童神 西宮大神 港御前」と刻まれた明治二十二年建立の石祠と恵比寿の石像があり、女島には「大乘妙典一字一石供養」と刻まれた石碑と海苔養殖の祖に関する顕彰碑がたつていた。これらの石造物は現在は八坂神社の境内に移されている。これらからみて野島は地域の祭場でもあったということができる。イルカがこの島を回るという伝承は、イルカの群れが岬の聖地を訪れるという、「海豚参詣」伝説に共通するものであり、東北地方太平洋岸においては唯一の報



写真2 埋め立て前の野島、上が干潮時、下が満潮時（金野邦夫氏提供）

告事例として貴重である。

なおさきにあげた島々のうち湾口に近く、尾崎神社が鎮座する尾崎岬の先端部にあるミサゴ島は、尾崎様が上陸されたと言われている場所に近い位置にあるが、イルカはこのミサゴ島にお参りしてから野島に向かうのだというかすかな伝承もある。イルカの尾を魔よけにするといって、玄関先に吊るしてある家が、イルカ漁には参加しない赤崎にあった。現在は見られない。

3 志田家文書

詳細は後述するが、地元に残るイルカ漁を示す文書のほとんどは、上蛸ノ浦の旧家で屋敷という屋号で呼ばれている志田良子家に保存されている（本稿では志田家文書と呼ぶ）。仙台藩による近世初期の土地制度では、いわゆる屋敷持ちの農民について何某屋敷とよび、その下に名子などが配されていた。寛永十九年（一六四二）における仙台藩の検地では、赤崎村の土地所有者は六〇名あり、そのうちの一人「蛸浦屋敷 藤右衛門」一町六反二畝」とあるのが初期の当主である。現在の屋号「屋敷」は蛸ノ浦において同家がその地位と権威をそのまま引き継いできたことを物語るといつてよいであろう。なお、同家の伝承によれば、さらにさかのぼった祖先は、現在も同じ赤崎町の大洞にある志田家であり、源頼朝の末孫であると伝えている。蛸ノ浦志田家の近世における地位を物語る史実がある。『赤崎村史料』によると、旧藩時代、毎年の春に人数改めのため役人と称し、父母への孝養や農業に精励すべしという文書を読み聞

かせるようになった。その会場とされたのが同家であり、村内各戸もれなく集合させられたという。志田家の母屋は間口一二間の大きな家だったが、明治二十九年の大津波で被災した。その旧材を使用し規模を縮小して再建した現在の家でも一〇間の間口をもつ。

志田家は「船をかけていた」すなわち観音丸という鯨船を江戸時代の後期に

運営していく、明治三十四年生まれの人が十七歳のときまでやっていたという。動力船を導入したとき、大きな音が聞こえるので何か事が起きたかと皆びっくりしたという。当時は大漁に沸いて毎日おふるまいのようであったという。

同家に残るイルカ漁関係の文書目録を表1に示した。いずれも横帳で虫食いもなく保存状態は良好である。年代順に仮文書番号を付したので、本稿においてはこの番号をもって当該文書を表すことにする。表紙に書かれた年代はイルカ漁の行われた年月日を示すが、売却した日付が書かれている場合もある。なお蛸ノ浦集落だけの配分を示したものもあるが、イルカ漁全体の瀬主が志田家であつたため文書の大部分は四集落あげての漁



写真3 志田家文書（志田良子氏蔵）

表1 赤崎イルカ漁関係史料目録（蛸ノ浦・志田良子家文書）

番号	表題
1	享和三年正月六日 鰯漁取並は入料覚帳 姿之浦瀬主 「享和三年以降 入鹿採揚勘定帳 姿ノ浦瀬主」に綴込み
2	明治三年午十月吉日 鰯漁水揚控牒 熊谷や瀬主両人 「享和三年以降 入鹿採揚勘定帳 姿ノ浦瀬主」に綴込み
3	明治四未歳十一月吉祥日 瀬主 志田五蔵 「享和三年以降 入鹿採揚勘定帳 姿ノ浦瀬主」に綴込み
4	明治十五年旧六月吉日 網方仕入壱人毎調帳
5	明治十六年□□ 自七月 金額入手控帳
6	明治十八年酉ノ旧七月廿七日調べ 「享和三年以降 入鹿採揚勘定帳 姿ノ浦瀬主」に綴込み
7	明治式拾八年旧五月廿九日 入鹿水揚及勘定帳 裏表紙 「明治二十二年七月合綴 赤崎村 志田五兵衛」 「享和三年以降 入鹿採揚勘定帳 姿ノ浦瀬主」に綴込み
8	入鹿入料水揚覚帳（内容は明治三十四年旧三月十四日・入鹿四一本）
9	明治参拾四年 旧三月十四日揚両組 入鹿取揚両組両組當番帳
10	明治参拾七年 旧四月十日 入鹿取揚勘定帳 裏表紙 「此勘定ハ旧四月十日ヲ以蛸ノ浦ヨリ永浜迄立合ス惣勘定相済候也」
11	明治参拾八年 旧拾二月廿五日 鰯水揚勘定
12	明治参拾八年旧四月十二日 入鹿水揚勘定帳
13	明治三拾九年旧拾弐月拾弐日 入鹿水揚並勘定帳 大漁安全
14	明治四拾一年旧六月六日 入鹿水揚勘定帳
15	明治四十一年旧六月拾五日 入鹿水揚勘定帳
16	明治四十二年旧三月三日 入鹿水揚帳 姿浦瀬主
17	明治四十二年旧三月三日 入鹿水揚勘定帳 上蛸ノ浦瀬主
18	明治四拾二年旧四月廿二日より廿四日迄 入鹿水揚勘定帳
19	明治四十三年旧拾一月拾六日 入鹿水揚勘定帳
20	明治四十四年旧四月三日捕鰯時之際ニ改ム 表紙は「大正三年四月廿九日」と訂正 本文中にも数箇所訂正あり 裏表紙 「る類かあ美 勢ぬし 姿ノ浦屋敷」
21	明治四十四年旧三月五日採揚候 捕鰯収金配当勘定帳
22	大正三年旧四月廿四日 姿浦内外余取勘定帳
23	大正五年旧五月廿三日漁事 鰯網組合有権者名簿
24	大正五年旧五月廿三日漁事 同五月廿六日調 海豚勘定帳
25	大正六年旧四月廿八日ヨリ五月四日迄 海豚水揚帳及入料
26	大正六年七月鰯組合員負担金割賦方 (大正五年分も含む)
27	大正六年旧五月四日 海豚網勘定帳
28	大正六年五月四日 海豚網入料帳
29	大正七年旧四月廿七日 海豚水揚控帳 大漁満足 海豚組合 裏表紙 瀬主 志田政三郎 小松春六 (前書きに条項説明あり)
30	大正七年旧四月廿九日 海豚網惣入料帳 海豚組合
31	大正七年旧四月廿九日 海豚網有権者諸勘定帳 繁昌 海豚組合
32	大正七年旧四月廿七日 海豚水揚壳高控帳 三区海豚網組合
33	大正七年旧五月一日 上下蛸の浦海豚網入料控帳 瀬主総代者一同
34	大正八年旧五月廿九日 海豚諸勘定控へ 海豚組合
35	大正八年旧五月廿九日 海豚水揚及入料帳 海豚組合
36	大正八年旧五月廿九日 両蛸之浦海豚勘定帳 上下蛸の浦組
37	大正九年旧五月拾六日 入鹿網諸勘定帳 入鹿組合
38	大正九年旧五月拾六日 入鹿水揚及入料帳 入鹿組合
39	大正拾壹年旧閏五月八日 上下蛸ノ浦海豚諸勘定帳 姿浦瀬主
40	大正拾壹年閏五月八日 海豚網諸勘定簿 繁昌 海豚網組合
41	年次欠紙片 「副」の次に組合規定

4 赤崎イルカ漁の開始時期

志田家はイルカ漁に際して瀬主としての役割を果たしてきた。瀬主とは他の地域でいう網元に近い。商人との交渉とその後の宴会なども同家の広間で行われたようである。イルカ漁の創始に関する記録や伝承はないが、志田家文書にみる海豚関係文書は、享和三年（一八〇三）が最初である。しかし、『赤崎村史料』には「抑も此海豚漁業は何年前に始まりたるやは詳かならざれども享保三年（一七一八）十一月古来より入合漁場なる大船渡湾内の海論仲裁書なるものに赤崎村海豚漁張切網云々の記事あり¹⁰」とある。この記述の典拠が不明なため現時点では確認できていないものの、湾内での張切網を使用しての追い込み漁が行なわれていたことが推測できる。じつは、赤崎よりも北に位置する山田湾（岩手県下閉伊郡山田町）では、紀州の影響を受けていると思われる節切職人、すなわち鯨節つくりの男からイルカ追い込み漁の示唆を得て、実際に漁を始めたのが享保十二年（一七二七）とされている¹¹。また、南の唐桑半島では寛文十年（一六七〇）において海豚漁が行われた記録がある（本稿後述）。つまり、南では一六七〇年、北では一七二七年にイルカ追い込み漁が実施されていたことを勘案すれば、当地におけるイルカ漁の開始がその中間時期にあつたと見ることは不自然ではない。享保期はまさにその時代に該当する。これ以上の推測は慎まなければならないが、赤崎におけるイルカ漁の始まりは、志田家文書の初期の記録よりもかなりさかのぼる可能性があることは確かである。

その後のイルカ漁の実施については、後掲する表4の年表通りである。なお大船渡湾との漁場争論は元禄十二年以後頻発

し、江戸時代だけで三二回を数えるが、さきの享保三年以降では、嘉永元年・二年・三年に「海豚事件」を事由とする争論がおこったとされる¹²。詳細は不明だが、おそらくは湾内に張った網が大船渡村の鰯網の妨げになつたというような内容であろう。大船渡湾は、まさにイワシの宝庫であり、「氣仙ごまめ」という言葉が江戸の文芸作品にも見えるほどで、海苔養殖が始る前には最大の収入源であったと思われる。このイワシ漁には、地元でアラデと呼ぶ、一艘曳きの手繩り網の一種が用いられたが、この網組と網そのものがイルカ漁を支えていたといつても過言ではない。

5 「漁村の状況」

ここであらためて、赤崎村と大船渡村との間に繰り広げられた漁場争いを中心にして、明治期の大船渡湾における漁業の実態をみておくことにしよう。

明治二十五年（一八九二）、岩手県内務部属齊藤左一が県内沿岸部の村々を訪れ、地元民から現地の状況を逐一聞き取りした報告書に、赤崎と大船渡も記載されている。その一部を紹介しておく。

六月二十八日

赤崎村ニ於イテ取調ノ際參集シタル重立人名左ノ如シ

吉田清之助 森喜左衛門 田村忠右衛門 今野留吉 小松春松

吉田官治 千葉新七 山口團蔵 金野雄之助

本村ハ從來ノ一村ニシテ全戸数三百八拾六其過半ハ漁業採藻ニ従事シアリ殊ニ湾口ニ位置スル長崎・合足ノ二字ハ重ニ漁業ヲ

以テ生活ヲ営ム者ナリ湾内ノ中赤崎以北ハ柴海苔並塩釜小漁等ヲ專ラトシ農業ヲ兼タル状況ナリ

トアリ或ハ他ノ網立来ラサルトキハ一日幾回モ引網為スコトヲ得ル習慣ナリ

調査者の目的は漁業に対する課税の実態と可能性を把握することに主眼があつたため、實際に行われている漁業について詳しい。もちろん明治三年の大船渡村との漁場争論に関する取り決めではイルカ漁は赤崎村の独占という記載（後述）があるから、知らなかつたはずはない。しかし調査目的からすれば、當時操業しているわけではなく、しかも特定の漁場を占有することもないイルカ捕獲の記録（表2参照）によると、斎藤の來訪浦に残るイルカ捕獲の記録（表2参照）によると、斎藤の來訪前では明治十八年に五〇本の捕獲が記録されているだけである。つまり七年前に漁があつたそだというレベルでは、恒常的な課税対象にはならない。したがつて赤崎村にとつてもっとも重要な漁業として真つ先に挙げられているのがイワシの引網である。

一 網ノ種類ハ鰯網十一巴^(マツ)アリ其仕立ハ地引網ナレトモ此湾内ニ於テハ場所ヲ限ラサル習慣ニテ普通ノ鰯網税ヲ納ム網ノ仕立ハ袋三十五間袖十七間繩二百間忽廻リ七百三十間網舟ハ二隻各八人ツ、手舟一隻一人（ジャ組ト云フ）ニテ使用セリ尤モ地引網ニハ必ス海底ニ岩石ノ凸凹ナキ箇所（マツバト云フ）ヲ撰マサルヲ得サルニ付仮令網税ヲ納ムト雖モ其実場所ヲ限シモノナリ故二十一巴ノ網立ハ大船渡村ト入合ニテ当日第一着ニ引網ヲ為シタルモノハ第二着ニ譲リ順次其場ニ着セリ順序ニ依リ引網ヲ為セリ故ニ一日一回位ニテ二回ニ及ハサルコ

これに続いて、「鮭網八巴アリ其仕立ハ袋二十一間打廻シ百六十間ニシテ舟一隻四人ニテ使用ス小漁網ハ大抵此鮭網ノ袋ヲ入換ヘ使用セリ」とあり、季節外では鮭網の袋部分を交換して小漁に使用している。また受縄網は以前は二二把あつたが不漁のため廃絶、マグロの建網は近世には二カ所あつたが、明治初年までにともに中止のままである。ただし、「鮭流シ網ハ舟十二隻程出漁セリ近來使用シ始ム一反十二間ニシテ舟一隻ニ三人乗リ三十反ヲ使用ス但近來ノ使用ナルヲ以テ未タ充分習熟セス因テ遠沖ニ出漁スルコト叶ハス且舟モ小形ニテ九枚帆ナリ（此辺ハ舟ノ大小ヲ云フニ帆數ヲ以テセリ何間舟ト云ハス）。また湾頭に注ぐ盛川における鮭留は盛町・大船渡村との一町二ヶ村共同で行なつてゐる。また介（貝）・藻類の採取については大船渡村との入会が多い、などの記述がある。

さきに述べたように大船渡村との間には元禄十二年以来漁場争論が頻発しており、近くは明治三年に協定ができたものの、岩手県の所管になつてから「争論再発シ互ニ激昂シテ竟ニ訴訟ヲ提起スルニ至リ殆ト壹万円以上ノ失費ニシテ其結局ハ行政ノ処分ニ依ルノ外途ナキニ至」つたとされる。

なお大船渡湾では幕末に海苔の栽培が始まり、信州（引用文では東京からとある。時期の違いか）からやつてくる海苔仲買人によつて買い上げられ、大きな収入となつてゐた。「湾内ノ浅部ハ柴海苔採取ノ場所ニシテ管内無比ノ產地ナリ年々季節ニ至レハ東京ヨリ商賈入込其販売高發生ノ宜シキ年ニハ壹万円以

上（大船渡赤崎両村合シタル高ナリ）ニ上リ最小ノ年ト雖モ尚參千円ヲ下ラズ海苔稼場ハ赤崎大船渡両村ニテ許可ヲ受ケ各区域ヲ守リ入合稼業セス」とあって、それぞれが地先の海岸で養殖をおこなってきた。なお長崎と合足の二集落はもっぱら漁業にしたがつており、海苔養殖はおこなつていない。「本村ニ於テ捕介重ナルモノハアサリ嫁介等ナリ鮑ノ如キハ実ニ僅々タル漁獲ナリ、捕介採藻並釣捕ノ本年出願セル人員ハ左ノ如シ 捕介昨年九拾九人 本年九拾九人 採藻 昨年四十二人 本年四十二人 釣捕 昨年一人 本年四十四人」というものであった。大船渡村との漁場争論を裁定したとされる近世の原文書は何通もあるはずだが、それらの文書について筆者は未確認である。「漁村調査報告」の作成者は、赤崎村に引き続き大船渡村でも同様の調査をしており、鰯漁などはまったく同様であるという記述に続けて、元禄時の争論についての概要を記している。そもそもは、やはり鰯漁操業が発端であった。すなわち、大船渡村は自村の地先で他村の船が操業し自分たちの漁獲量に影響するので仙台藩に訴えた。その結果、藩によって海面に境界線が設定されたが、その根拠は「本村（大船渡村）ハ仙台ニ通行スル往還筋ナルヲ以テ漁業ノミヲ専ラトセサルモ他ニ生計ヲ営ムヲ得ヘキ位地ナレバ赤崎ノ如キ漁業ヲ專ニセサレバ生活モ難キ地ト同一視シ難キ者トシ赤崎トハ網漁ヲ入合スルコト又魚ノ種類ヲ限り赤崎ニノミ先占權ヲ与ヘ大船渡ハ之ヲ捕獲スルヲ得サルコトト定メ赤崎ニ幾分ノ保護ヲ与ヘ末崎トハ相互ニ裁定ノ区域ヲ守リ漁業スルコトトシ稍大船渡ノ意ヲ容レタリ」という。つまり他に生活の助けとなるような地理的に恵まれた位置にある大船渡村は少し我慢して漁業しか生計の手段のない赤崎に譲

れ、というわけである。ところが、その後、湾口近くの漁村でも漁業が発達し、湾の奥にある大船渡村の地先まで来る魚が減少したので、あらためて協定の改正を求めて明治九年頃に訴訟を起こしたという（この訴訟は明治八年に結ばれた協定書のことをさすと思われる）。

6 明治三年の大船渡村との熟談書

ここで問題の大船渡村との間に結ばれた明治三年の協定の内容を原文によって確認しておく。双方の権利を確定した重要な内容であるので、たびたび引用している『赤崎村史料』のほか『岩手県漁業史』にも全文が翻刻されているが、ここでは後出のイルカ漁許可申請書に添付された岩手県公文書庫所蔵の綴り^③を底本とする（句点等は筆者）。

大船渡赤崎入合海和熟証

慣行証拠書第壹号（注「第壹号」のみ見え消し）

氣仙郡赤崎村・大船渡村・末崎村三ヶ村の入海、元禄年中に海絵図有之、大船渡村赤崎村両村入合漁業仕来リニ候処、享保之度、寛保ノ度、近年安政七年ノ揉合済口其度々相違モ有之、自然今般揉合両村ヨリ御訴申上、柴田権少属様御出張、境海等御見分罷成嚴重之御吟味ニモ相成可申之処、素ヨリ両村共隣村之義、入合海ヨリ事起リ隔意ニ罷成候儀至極嘆ケ敷義ニ相心得、吉浜庄村屋武右衛門・綾里庄村屋儀蔵・田茂庄村屋勝右衛門・末崎庄村屋代大吉・高田町年寄治兵衛等立入、籌策仕リ、両村納得和熟ノ上、御吟味除ノ儀嘆願申上御下捨罷成、永世揉合不

罷成様得図面相改御印頂戴仕、後世規則書左之通

一 大船渡村・末崎村両村境、黒崎ヨリ赤崎村穴の口山崎見通

者、元禄年中よりの境海ニ付右境ヨリ沖海ハ赤崎一村ノ漁場

ニテ大船渡村ヨリ一切手入仕間敷候事、但福来、江登子、鰯、鰐

鰐三品朱引外沖海大船渡ヨリ漁事指支無之事

一 右朱引境ヨリ入海之処、鮪、鰓、海豚ハ先規之通赤崎一村

ノ漁業ニテ張切網仕候共、鰯來懸リノ節ハ斟酌可仕事、外諸

漁入合漁事可仕事、但地付磯付海草等嶋共上陸漁陸地ノ分大

船渡ヨリ一切手入仕間敷事、且金海鼠、生鼠、貝類共、小柄、

小袋、竿鍵ニテ漁事仕事

一 赤崎村漁師共住所地尻へ育置候牡蠣、大船渡ヨリ赤崎へ立

入、赤崎ヨリ大船渡へ立入漁事致候義、堅仕間敷事

一 大船渡村海鰯地曳網壹把毎ヘ鮪紛レ入、漁事仕候トモ赤崎

村ニテ指支申間敷候事

一 先規之通り小舌網相互向後相出申間敷事

一 地引網之儀は両村共陸地へかひて網取候事指支無之事

一 万一小作ノ節穴ノ口ヨリ小平磯迄布ひじき等食料ニ相成候

品、大船渡庄屋ヨリ赤崎村莊屋へ願入取方可仕事

一 三江島東磯際川口見通海境ニ付潮満干ニ関ラズ地付海藻類

双方順合入合漁事可仕事

右之通規則相定双方永世心得違仕間、數若シ大船渡村の者共規
則相破候義モ候ハバ、絵図面境之通其庄村屋方へ断一篇ニテ其
浜漁業可仕候、赤崎村ノ者共大船渡海定外ノ所為仕候節ハ、赤
崎村入合海地付陸付漁共大船渡村ニテ勝手次第漁業仕候共違乱
申間敷候、依而両村連印立入之者連印之上、双方へ相渡後証如

件

明治三年十二月

大船渡漁師惣代

新七
長之助
玉吉

平治
彦太郎
(以下二名略)

安兵衛
卯平治
伊八

印
印
印

印
印
印

印
印
印

印
印
印

印
印
印

印
印
印

印
印
印

印
印
印

印
印
印

印
印
印

印
印
印

印
印
印

印
印
印

印
印
印

印
印
印

印
印
印

印
印
印

印
印
印

印
印
印

百姓代
組頭
大船頭
庄屋
赤崎村漁師惣代
百姓代
組頭
大船頭
同村庄屋名代
立根村庄屋赤崎村欠持
高田町年寄

陸中海岸におけるイルカ漁の歴史と民俗(下)

末崎村庄屋名代 大吉 印 印
田茂村庄屋 勝右衛門 印 印
吉浜村庄屋 武右衛門 印 印
綾里村庄屋 儀藏 印
右之通享保安政之度揉合済口規定書ハ本故ニ致シ、以後不揉合
様八ヶ条之通り規定致シ、海絵図モ相改新規仕立両村熟和之段
承届候、依之右規定書へ柴田権少属様奥書海絵図面裏御印相受
ケ規定書割判之上、両村へ相渡置候条、向後規定之通相守リ屹
度不揉合可致者也

大庄屋

愛野久太郎 ㊞

割判閉目判共二

立根村庄屋

赤崎村兼勤

原本ニ拠此謄本ヲ作ルモノナリ

岩手県氣仙郡赤崎村長崎山英男代理

庄屋代

平兵衛 ㊞

大吉 印 印
勝右衛門 印 印
武右衛門 印 印
吉浜村庄屋 治兵衛 印 印
綾里村庄屋 儀藏 印
田茂村庄屋 勝右衛門 印 印
高田町年寄 武右衛門 印 印
吉浜村庄屋 哲之助 ㊞

明治三年午年十二月

千葉甚右衛門 ㊞

助役 工藤兵次郎

明治三十六年六月廿八日

右海境漁場論所相方村方へ扱人立入熟談行届候ニ付奥書致候也

午十二月十五日

江刺県厅 柴田権少属 ㊞

規定証之事

一大船渡村赤崎村両村漁場揉合御訴訟申上、柴田権少属様御
出張海境等御見分罷成、嚴ニ御吟味罷成可申御場合、素ヨリ
両村唇齒同様之御村方漁場ヨリ事起リ確執ニ罷成候義嘆ケ敷
奉存候ニ付、連名之通り立入和熟罷成候上ハ、向後睦敷可被
成候、素ヨリ甲乙有之候海之義無割合漁事仕リ候義ニ付、大
船渡村ヨリ赤崎村へ年々正月十一日年始之印可為遣熟談ニ相
及候義相違無之候、若シ規定仕リ候義相違有之候ハバ、連印

これによれば、湾口にある尾崎岬の西北角に位置する「穴の
口山崎」と対岸の大船渡村・末崎村の境をなしている「黒崎」
を結んだ線を両村の占有権のある漁場とする。この線より外側
つまり外海側は赤崎村が独占するが、福来・江登子・鰯の三種
類だけは大船渡が漁獲してもよい。福来はソーダガツオ、江登
子はコウナゴやイワシの固まり、鰯はスルメイカである。つぎ
に線の内側においても、鮪・鰯・海鹿は赤崎のみが独占的に捕
獲し、他は入会とするが、この三種のために網を張つてもイワ
シがきたときには操業に配慮すること、磯や島の地付きの海草
類は赤崎のものとし、キンコなどの海鼠や貝類捕採のための道

ノ私共屹度埒明可申候、向後信義相失不申為一札□而如件

明治三午十二月

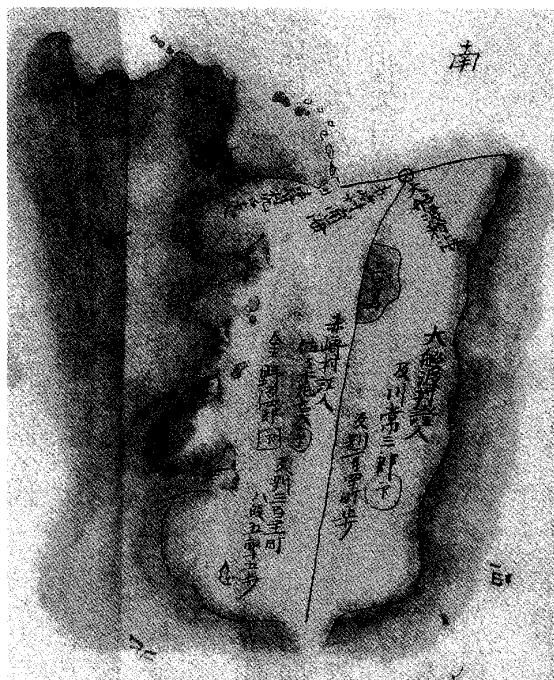


写真4 「明治八年入合浦海示談議定書」に添付された両村の境界を示す絵図（明治二十二年岩手県公文類纂・C17-7-4-250）

具には制限をつけるなどを取り決めた。なお不作の時には赤崎村の領分である穴の口から小平磯（小字長崎の地先）までのワカメ・ヒジキなど食料になる海草は赤崎村の了解を得て採取できるという項目は、万一の飢饉に対する備えである。

その他の内容は省略するが、本文を紹介したのは二項目において、マグロやニシンとともにイルカが赤崎村の独占漁として認められているからである。確実な資料はないが、この慣行はイルカ漁開始以来続いてきたものを再確認したということであろう。

この明治三年の熟談書が書かれた時点では双方納得した上で解決となつたはずだが、その後も国や県の漁業政策の変遷に対応するように、両者の対立は顕在化していく。『岩手県漁業史』によれば、明治八年に「海面官有宣言・海面借区制」の方針が

示された際、両村連名にて無年限の拝借願を提出することになり、「入合浦海示談議定書之事」が作成されて、拝借料は赤崎村のほうが多く負担することになったが、その理由は「鮪・鰯・海鹿三品旧来より此末共大船渡村ニテ漁業難相成、赤崎村一村だけが漁をすると確認したからであった。ところが、明治十三年に「漁業税採藻税規則」が出されたことをきっかけに再び争論が激化して赤崎村が出訴したが、結果的には門前払いとなつた。そのときの赤崎村に対する判決では、原告（赤崎村）が当該海面において「鮪・鰯・海鹿ノ三漁ヲ専有スルノ権ト、被告（大船渡村）カ原告ニ來リ介捕採藻ヲ為スノ権ト交換シタ」という認識が示された。海面を広く使って行なう三種の漁業の権利と、沿岸での貝や海草の採集権利とが交換されていると認識しなければならないとというのである。赤崎村と大船渡村との漁場争いは明治三十四年制定の旧漁業法まで続いていく。

この漁場争論をやや詳しく紹介したのは、両村にとってイルカ漁がどのように位置づけられてきのかを知るために、同時にイワシ漁の組織が後述するようにイルカ漁にとって人と網の両面から不可欠であったからである。つぎに、大船渡湾におけるイワシ漁の実際をみておこう。

7 鰯アラデ網の組織

アラデ網というのは、主としてイワシを狙うもので、沖に出た二艘の船から網をおろして群れを囲い、両端を船で引いて岸に寄せ、網をしづりこんで獲物をもう一艘の船にあげる。構成は、指揮者一名が乗り、かつ獲物を積むためのテンマドノ（伝馬殿）という船一艘、網を積むアミガケという小船二艘の合計

三艘からなる。アミガケは船首に向かって右側を母船、左側を前船という。それぞれ櫓を漕ぐ役をトモオシ、櫓を漕ぐ役をキャーコギ、アバ（木製の浮き）をまく者をアバマキ、足（錘）をまく者をアシマキといい、各一名の四名が乗り組む。この船三艘・九名が一組であり、網一統のことを一把と数えた。使用する網は、長さが三〇〇間（約五四〇m）、中央に綿糸の袋がついている。操業にあたっては、母船と前船にそれぞれ一五〇間ずつ積み、二艘の中央に袋を積んで並行して沖に漕ぎ出し、伝馬殿の合図によって左右に分かれて網をまくのである。

漁は春にオオバイワシが来る頃になると、伝馬殿は湾を見下ろすタカ（標高五〇mほどの高所）に上って一日中海を見張る。そして魚群を発見すると「アミー出してこう（網を出して來い）」と大声で叫び、メンバー全員が船に乗り込み、それぞれの分担にしたがつて沖に出る。網をまく場所をマッパといい、潮流の具合や根がかりしないような所が選ばれていた。網を曳いたアミガケが岸に寄ると、網の端の綱を岸の杭に結び付けて船上から網を絞り、アラテ網の部分に続いてエヤという袋にかかり、母船と前船は接触するほどに寄せ合い、袋部分を引き揚げる。ただちに数人が伝馬に乗り移り、板子をはいでタモでイワシをすくい上げる。伝馬殿は「ヨーロドコラッサ、若い衆たのもぞヨツ」とキヤリをかけると、カコ（水夫）八人が「ヨーロドッ、ヨーロドッ」と三回繰り返す。これをヤゴエ（矢声）といい、大漁したときの合図であった。その頃になると、イワシを茹でて締め粕をとるために、岸での準備が進んでいる。なるべく早くに處理しなければならないので、大漁の時には徹夜が続いたという。⁽¹⁵⁾

永浜在住の金野文男さんによると、「今でも百戸くらいの小集落だが、昭和初めまで六把の荒手網（共同三、個人三）があった。巻き場（漁場）は、南は小浦から北は釜場まで、小集落には不相応と思える程のたくさんの巻き場を使用していた。男童（おとこわらし）は大正末頃まで小学校を卒業すると、網曳きをするのが定番コースで、網納屋で寝泊りしたそうだ」。

なお、赤崎村には次のようなアラデ網の組があつたという。

中赤崎 元網、新網、中網（一時期八坂網、手捲あぐり）

永浜 上元網、新網、大屋新屋網、大屋網、下元網、向網

（一時期ナハマ網、小浦網）

清水 米ノ浦網、新網、五郎兵衛網（一時期小田新屋網）
蛸の浦 猪川網、カトリ網（別名港網）古くは和田網（湾田とも）、川向網

永井沢 仏網、清水川網、大黒網

（これら以外に笛崎にも一把あつたかもしれない）

以上合計すると中赤崎から永井沢で、一時期だけ存在したという網を除くと最低で一八把もの網組があつたことになる。永浜の六把のうち、大屋網は旧家である小松家、大屋新屋網と向網は、ともに同じ小松家のうちの弟にあたる家の個人經營であったが、他は村民が共同で経営するものであったという。ここでアラデ網のことを詳しく紹介したのは、イルカ追い込み漁にあたって、この網の仲間が重要な役割を果たしていたからである。明治三年（文書No.2）には鰯網の名称が書き上げられている。蛸ノ浦（上下）には、五藏網・浦助網・太右衛門網・通ル網の四把、清水には、米か三浦あみ・小清水あみ・五郎兵衛あみの三把、永浜には、長蔵あみ・下本あみ・清六あみ・六左衛門あ

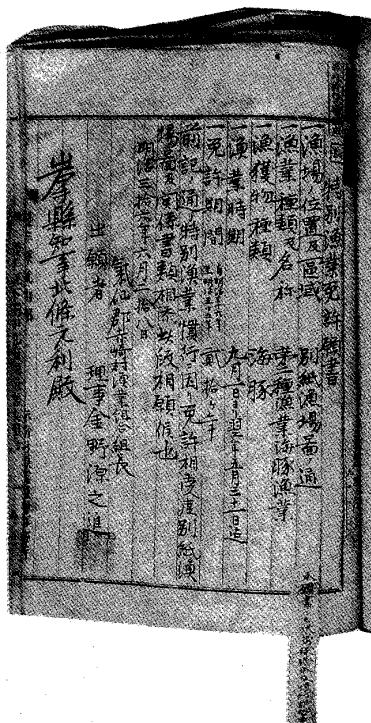


写真5 イルカ漁の免許願書
(岩手県公文書・C15-5-6-105)

み・上本あみ・新あみの六把があり、合計で一三把の網、すなわち組織があつたことがわかる。さきの金野さんが挙げたものと比べると、清水は三把ともに同じ、永浜は三つが一致し、この外に同じ網でも当主の名前や屋号が変わった場合もある。蛸ノ浦には同じ名の網はない。

なお数だけでいうと、大正七年、同八年はともに一五把あって、各網均等に二八円余、二〇円余が配当されている。

8 イルカ漁免許願書

岩手県における明治期の水産行政については前号において述べたとおりで、漁場の使用権は一般請負制から旧来の慣行を重んじた村請制へと変化していった。さらに旧漁業法が施行されるにいたり、その受け皿とするための漁業組合の結成が推進された。そのなかで、従来規定のなかった「海豚追込漁」が特別漁業の第二類として規定されたので、赤崎村でも結成されたりの漁業組合名をもつて「特別漁業免許願書」が岩手県あて

提出されたのである。この時期は山田湾に面する大浦（岩手県下閉伊郡山田町）において進行していた状況と軌を一つにしている⁽¹⁵⁾。つぎに赤崎村から提出された申請書の内容をみていく。

特別漁業免許願書（表紙）

特別漁業免許願書

漁場ノ位置及区域

漁業ノ種類及名称

漁獲物ノ種類

海豚

漁業期間

免許期間

九月一日ヨリ翌年五月三十一日迄
自明治三十六年 至明治五十五年
貳拾ヶ年

前期ノ通り特別漁業慣行ニ因リ免許相受度別紙漁場図及関係書類相添此段相願候也

明治三十六年六月二十八日

岩手県氣仙郡赤崎村

赤崎村漁業組合長

出願者 理事 金野源之進

岩手県知事 北條元利殿

附属書類ノ表示

漁場図正副

決議録謄本

慣行証拠書

第一号ヨリ第 号迄

（注 この行、見え消し）

以上四通

これは赤崎村出願の海豚漁願書で、明治三十六年六月二十八日付けで岩手県に提出されたものだが、内容的に同じものが二組ある。最初に提出された願書には下方に付箋が付けられ、「本願書ニモ決議録謄本及慣行証拠書ヲ添付スベシ」と書かれしており、さらに氣仙郡長に対して、この願書に必要な漁場図は「簡略ニシテ全体ノ地形及測点」を認めがたく、かつ、いくつかの漁業申請に同じ図を兼用するのはよろしくないので、再提出せよ、なお「本漁業ハ明治三年以来現ニ慣行ヲ継続致來タル事実可有之哉、御取調ノ上再進ノ際ハ其事実詳細御回報相成度」という指示を出している。但しその回答はこの綴りにはない。このようなやり取りはあったものの、明治三十六年十月十四日をもって、特別漁業免状（第二百一十八号）が、赤崎村漁業組合

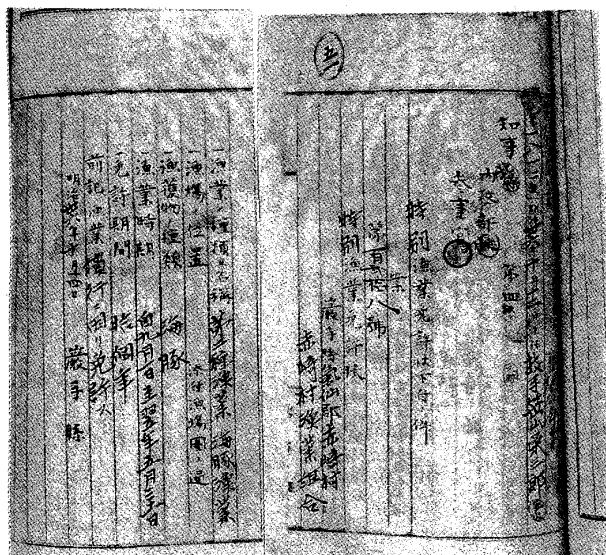


写真6 免許状下付の決済文書（中央折目を開いた形で2頁を合成した。岩手県公文書・C 15-5-6-105）

あてに発行された。許可条件は願書と同じであるが、一か所だけ、免許期間が申請の二十年間ではなく十ヶ年に短縮されている。

なお、この海豚漁業慣行が明治三年以降も継続されているかどうかと質問されているのは、さきに見た大船渡との協定に書かれている海鹿捕獲が赤崎の独占にあることの確認であろう。イルカ漁がそのまま認められたのは、漁の障害になるような問題はとくに起きていないかったからだと解釈できる。明治期になつても江戸時代以来のイルカ漁は赤崎村独自の伝統的な漁業として衆目の一致するところであった。以後、イルカ漁に関してはこの許可証を根拠に操業され、本格的な追い込み漁が行なわれなくなる大正中期まで継続されていった。

二 史料によるイルカ漁の実態

1 大正六年の大漁をめぐる記録

赤崎村におけるイルカ漁の記録は、長く瀬主を務めてきた上娟ノ浦の志田良子家に保存されている。その目録を表1で示したが、そのうちの番号25～28が未曾有の大漁のときのものである。この時の様子が大正八年に刊行された『赤崎村史料』⁽²⁰⁾に「第十九 海豚の大漁」として記述されているので、まずその一部を紹介しよう。

大正六年六月、本村に於ける前代未聞の海豚の大漁あり其概況を左に記す

抑も此海豚漁業は何年前に始まりたるやは詳かならざれども

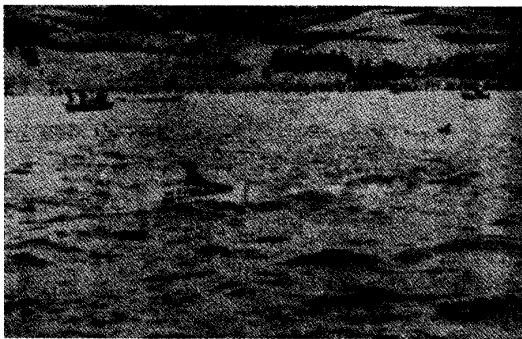


写真7 追い込まれたイルカ
(『赤崎村史料』より複写)



写真8 引き寄せられたイルカ (同上)

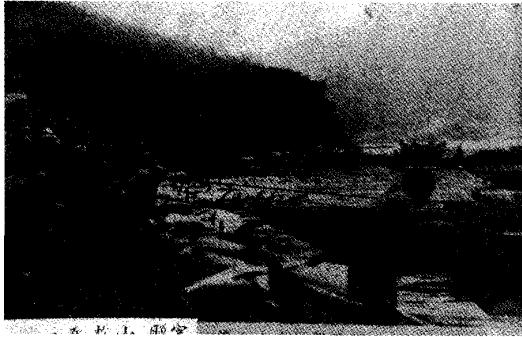


写真9 陸揚げされたイルカ
(永浜漁民センター所蔵)

大正六年六月十六日午前拾時丸森下まで推寄せたる海豚の大群は一先づ退却と見る内に直ちに推返して進入したる其勢恰かも大濤の推寄せたるが如く而して其数の多大なりしこと古老も覚えずと云へり當時農桑大多忙の際なれば当日は張切のみして十八日より漁獲に取掛れり其間に珊瑚島西水道より逃げたるもの夥し是は從来西水道は該魚道にあらずとして張切りらざるによる十八日より二十二日まで五日間大立湾にて漁獲せし高は八百八拾七本此売代金壹千円に上れり

この間、十八日には徵兵検査に來ていた盛岡連隊区司令官や郡長らも來觀し、中でも司令官の河上中佐等は漁獲を手伝つたとある。その状況は「壯絶快絶の極」であった。こうした祝祭的状況はイルカ漁に対する認識の一端を示すものである。

ではこの時のイルカ漁について、志田家文書の内容を見てみよう。史料は旧暦で記されているが、右に見た大正六年（一九一七）六月十六日は旧暦の同年四月二十七日に相当する。

「大正六年旧四月廿八日ヨリ五月四日迄 海豚水揚帳及入料（文書No.25）」という表紙のもとに二冊が綴じこんである。それぞれの冒頭に、「入梅中故一同合意ノ上永浜大屋ニテ売買スタル事」という書き込みがある。

享保三年十一月古来より入合漁場たる大船渡湾内の海論仲裁書なるものに赤崎海豚漁張切網云々の記事あるを見る時は其以前よりありしは明かなり現在は慣行による特別漁業として本村字長浜清水上蛸浦下蛸浦四区の権利に属す其瀬主は最初上蛸浦の屋敷志田家のみなりしが後長浜の大屋小松家を加ひ現に両瀬主の下に行はる

この記述は赤崎におけるイルカ漁についての簡潔な紹介となつてゐるが、じつはこの時以外にはイルカ漁の実態を描写した資料はほとんどなく、後述する勘定帳などから推定するしかない。その意味では、この文章に続く大正六年における海豚大漁についての記述はイルカ漁の雰囲気を知るためにも重要と思われるるので、概要を示すことにする。

二冊目の大屋の文字は判読しにくいため、もしかしたら別な家の可能性もあるが、この場合の大屋とは永浜の旧家で一般には大屋ベッケと呼ばれている小松家をさし、しかも上蛸ノ浦の志田家とともにこの時期には瀬主を務めているので、一応同じ家と解釈をしておく。その内容を一覧できるよう、表2にまとめた。以下、この表に基づいて、イルカ漁に関する諸経費や利益分配の状況をみていくことにしよう。

まず、表によると『赤崎村史料』に述べられているよりも多くのイルカが捕獲されていたことがわかる。つまり一冊目と二冊目の合計頭数は一一八四頭となるのだが、同書では二冊目の数量しか記載していない。二冊を対照させてみると入料などの必要経費は双方ともに同じ金額であり、しかも最終的な当り（配分金）については二冊目にしか記載がない点などを見ると、最初の一九七頭は全体の一部を抜き出したものと見えるかもしない。しかし、それぞれの一頭あたりの価格を見ると、一冊目では一円四五銭・一円三〇銭であるのに対し、二冊目では一円七七銭五厘、一円五〇銭となっていて値付けが違う。また総額に対する割合で決まる一番張りなどへの配分金額も異なっていることからみて、値付けをした場所あるいは買い手が異なるか、同日に二回にわけて売り渡したことになる。

『赤崎村史料』の著者は一冊目を目にしなかつたために全体像をつかめなかつたということになろう。だが一方では表から分かるところ、酒代に始まる「入料」は全く同額である。二重計算したのか、折半して両方に書いたのかは分からない。二冊目のみ項目の下に確認済を示す合点が付されているのは、こちらに基づいて支払いの確認が行われたことを示すのであろう。

一冊目記載の収入は史料上からは村人に配分されなかつたと見られるので、何か別会計に組み入れられたかもしれないが、現時点では判断のしようがない。

最初に捕獲頭数を確認しておこう。まず一冊目では、旧暦四月二十九日から同五月四日までの五日間に、合計一九七本をあげ、その代金は三八六円四〇銭である。また一冊目においても同じく五日間で合計八八七本、代金一三八六円五銭である。これを合計すると、このときの捕獲頭数は、一一八四頭、売上金額は一七七二円四五銭となる。さきに紹介した『赤崎村史料』で八八七本というのは、この冊子のうちの一冊目分だけだということがわかる。実際の捕獲頭数と売上金額は、世間に知られたよりもかなり多かつたということになる。

2 一番張りと二番張り

この売却代金がどのように配分されたかを一冊の記述からみていく。売却代金から最初に引かれるのは、一番張りに対する一五分一、二番張に対する三〇分一の金額である。これは発見された群れを捕獲するため最初に網を入れた組に対する報償である。移動する群れの退路を絶つて追い込みにかかる前の最も基本となる作業であるから、漁における貢献度は最も高い。記録の上では明治三年（文書No.2）からすでに同じ比率で配分されている。群れの規模によっては相当な金額となるため、これについての規定は厳密である。

次の規約①は、赤崎の歴史を考える会から提供されたコピーであるが、本来の所蔵者及び現物の所在は不明である。これと同じような内容の紙片②（文書No.41）が蛸ノ浦の志田良子

表2 大正6年大漁時の漁獲と収益配分

4月29日漁事 入鹿	80本	101円16銭	金 16円45銭	ウル米代、
5月1日 入鹿	138本	179円40銭	金 8円	長浜へ漁場畠主へ作物補へ金 大、
同 2日 入鹿	51本	66円30銭	金 6円	長浜モリ付配当金 大ヤ、
同 3日 入鹿	18本	23円40銭	金 3円	清水組合モリ付配当金 大
同 4日 入鹿	10本	1円30銭	金 15銭	柴燈木代 大、
〆297本 代金386円40銭			金 30銭	柵木10本 大、
金 69円55銭	一番張 15分1	2番張 30分1	金 10円	両瀬主ニゑひ寿金 ○△
差引 316円85銭			金 3円50銭	ウル米 ○
内入料			金 3円	御神酒
金 29円19銭5厘 酒代			金 1円	菓子
金 1円20銭 守り賃			金 10銭	紙代
金 16円45銭 ウル米代			金 1円56銭	酒3升 大、
金 8円 長浜漁場畠主へ作物へ補へ金			金 27円40銭	清水長浜蛸の浦商人へ対スル口銭
金 6円 長浜モリ付配当金			(本来の口銭は1割であるが、今回は漁夫にその3分1を戻したので規定の0.7相当額)	
金 3円 清水組合モリ付配当金			総計174円93銭	
金 15銭 柴燈木代			外に 金6円 他ノ商人□□浦大船渡送?	
金 30銭 柵木拾本			〆 180円93銭	
金 10円 両瀬主ニゑひし金(恵比寿金)			惣當り 1066円52銭	
金 3円50銭 ウル米			是ハ二ツ割網14把分	
金 3円 御神酒			金 533円26銭	
金 1円 菓子			金 38円 9銭宛	
金 10銭 紙代			1把當金	
金 1円56銭 酒3升			(必要経費を除いた残りの半分を14組の網組に配分した)	
金 91円47銭5厘 清水長浜蛸浦商人ニ対スル			魚取當金	
7分ノ口銭			金 533円26銭	
但シ漁獲高ノ一割ノ口銭ニスル処三分一漁夫二ト 戻シ金ヲ差引如斯			内金 15円68銭	
総計 110円85銭5厘			此内訳 9円56銭	長浜組分
惣差引 211円95銭5厘 (数字合計は史料のママ)			4円64銭	清水組分

以下は同じ綴じ込み内の別冊

4月29日漁事 入鹿	202本	358円55銭
5月1日 入鹿	438本	657円
同 2日 入鹿	191本	286円50銭
同 3日 入鹿	36本	54円
同 4日 入鹿	20本	30円
〆887本 代金1386円5銭		
金 138円60銭 一番張 15分1	2番張 30分1	当金 517円58銭 (実際の合計は517円28銭となる)
当り金 1247円45銭		是ヲ14丁二わり
内入料		金 3円59銭4厘宛
(以下、酒三升までは前と全く同じ。但し各項目の末尾に付された「大ヤ」や○△はこちらだけにあり)		
金 29円19銭5厘 酒代 大立ニテ 大ヤ、		(以上の計算により、1丁は3円59銭4厘と決定。これにしたがって各戸に当り金が配分されることになる)
金 1円20銭 守り賃 大ヤ、		

「大正6年旧4月28日ヨリ5月4日迄 海豚水揚帳及入料」より作成

家の海豚漁関係文書にまぎれこんでいる。比較のために両者を翻刻する。

① 海豚網新規約 写覚

一、海豚張切ハ壹式番共西風ヨリ三合島石庫旧慣之通り
二、旧慣ノ張切迄テ漁上リ兼タル場合ハミサゴ島鼻ヨリ細浦方
へ張切ル事

但シ臨機ニヨリケ所ヲ変更スル事ヲ得而シテ各網共同シテ張
切留置クニ完全ナル地位ニ追ヒ至リタリタルトキハ相談ノ上
張切リ留置クモノトス

三、張詰メニ暇ヲ要セザルト捕獲ヲ速カナラシム為メ小浦島ヨ

リ大船渡方へ張切ル事ヲ得ルモノトス

(注 この項抹消線)

四、歩合旧慣ノ歩合ハ從前之通り (注 この項抹消線)

五、旧慣ノ張切以外ニ張リタル網ハ相当壹番張リノ (六歩) 残
ノ (四歩) ハ式番張り歩合ト合算シテ完全ニ張切留置適當ナ
ル處迄デ追詰メタル各網ニ之ヲ等分スベシ

六、小浦島ヨリ大船渡方へ張切リタル網ニハ (魚取ト鰐網ニ)
二分ニシタル網ノ方ヨリ百分ノ五ヲ付与スルモノトス

其他

魚取網ハ (現在金式百円内外) (繩網ハ金□ノ半分) (糸網ハ
(□□ハ糸網) 永浜清水蛸浦共同購入

指揮者 (以下欠)

② 副

一、海豚張切場所ハ壹式番共
西風ヨリ三合島ノ石庫旧慣
之通り

二、然レドモ旧慣ノ張切ヶ所
迄デ漁上リ兼 (又ハ種ナル
關係上) 旧慣ノケ所張ル事
叶ハザル際ニハ左ノ方法ニ
依テ張切ルモノトス

() 内は抹消

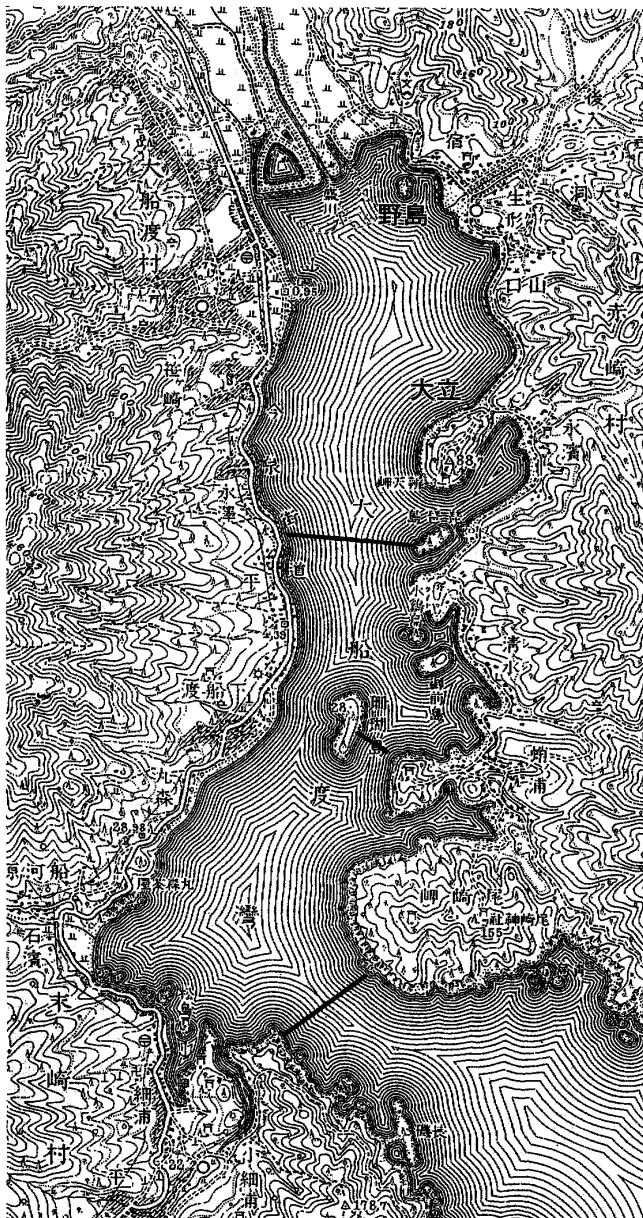


図2 イルカ網の張り切り位置 (大日本帝国陸地
測量部 5万分1地形図「盛」大正5年より)

三、旧慣ノ張切場外に張ルベ
(キ 欠?) 極合ハミサゴ島
ヨリ細浦方へ張ル事但シ臨
機ニヨリ場所ヲ変更スルコ

トヲ得而シテ各網共同シテ張切留置クニ適當ナル地位ニ至リ

タリタルトキハ相談ノ上張切り留置クモノトス
三、^(マ) 張詰メニ暇ヲ要セザルト捕獲ヲ速カナラシム為小浦島ノ鼻

ヨリ大船渡方ニ張リ切り得ルモノトス

四、各張切歩合

旧慣ノ張切ハ從前ノ通り

ミサゴ島ノ細浦方へ張切りタル網ニハ相當毫番張リノ（六歩）
四歩ハ旧慣式番張リ歩合ト合算シテ完全ナル張切マテ追ヒ至ラ
シメタル各網ニ等分スベキモノトス
小浦島ヨリ大船渡方ニ張切りタル網ニハ魚取下網に二分ニナリ
タル網ノ方ヨリ百分ノ五ヲ付与スルモノトス

これらは他の帳面の字体と比較してみて大正期のものと推定される。文中の「三合島」は珊瑚島のことであり、網を張る時、常に基点とされている。

最大の問題は、網を張る位置であるが、普通は一番張りを珊瑚島から弁天神社の下あたりに張る。しかし場合により最も南のミサゴ島と対岸の細浦との間に張ったり、逆に珊瑚島よりも奥になる小浦島（琵琶島）から対岸の大船渡に張ることもあつた。しかし、このような変則の場合は、一番張り・二番張りには既定の割合を減じて支給し、協力した他の網（アラデ網組）に配分すると定めている。一番張りがうまくいってイルカの群れを湾内に閉じ込めることに成功すれば、あとはその内側に順次網を入れて大立の浜（弁天社の下に広がる砂浜）に追い込み、ヨトリ網で囲い込んで浜に引き寄せて取り揚げたのである。

3 必要経費としての入料

ここで再び表2に戻つて項目ごとに内容を確認していく。まず、入料というのは、「いりりょう」ということで、必要経費の意味である。真っ先に酒とあるのは漁のあとでの大宴会が想像される。守り賃とは、網によつて囲い込んだイルカ群は、頭数によつては一度に揚げられず、数日間そのまま置かねばならない。また商人が集まるまで待つということもある。その間の張り番に対する報酬である。ウル米代というものは、おそらく大量の飯を炊くのである。次の畠主への補とは、耕地に大勢が踏み入ることに対する補償金。モリ付とは、海岸近くに引き寄せたイルカに鉛を打ち込んで仕留める手間。柴燈とはかがり火用の燃し木、柵木とは漁場を仕切る杭か、イルカを並べる区画を示す材料だろう。帳面によつては「柴らんぐひ」とかかれているものもある。これは山の木を伐ってきてシガラミを作つたことをさすという。漁瀬主恵比寿金とは、蛸ノ浦の志田家、永浜の小松家に対し、瀬主としての当り金（半丁）とは別に提供される金である。最後に出てくる商人に対する口銭とは、落札金額の一〇%（一割）を商人に戻すということだが、注釈によれば、今回は七%とし、残りは漁夫に戻すとしている。大漁であつたため口銭の金額が多すぎたのである。

以上の差し引きを済ませた結果、当り金一丁（一人前相当）は、現金で三円五九銭四厘となつた。大正中期において、静岡市郊外で茶摘みをした娘たちの日当が五四銭であったことからみれば、村人にとっては貴重な現金収入であった。なによりも共同仕事のあと、興奮させやうぬ雰囲気で開かれた宴会は、さぞ盛り上がつたことであろう。入料として計上されている飲食代は、

イルカ漁が村をあげての行事であったことを物語っている。

4 丁数と戸数

イルカ漁の収益配分についてみると、諸経費を差し引いたのちに村人一人前の配分単位を「丁」と表現する。これは漁業関係者の一般的用語である「代」あるいは「当たり」と同じ意味である。これが人数と異なる点は、その作業への参加状況に応じて、一丁の半分すなわち五分（五〇%）、あるいは七分五厘といった配分になるからである。そして該当者にはこのような係数を乗じて加減したうえで集落全体の合計丁数を算出する。つまり、丁数の合計は必ずしも配分対象者数とは一致しないのである。これが表3に見るように戸数と丁数とに若干の差がある理由である。そこで問題となるのは、大部分の村人が一丁の権利を持つのに対しても、一部の人（戸主か）が半丁などとされている理由である。

写真10 大正6年旧5月4日の「海豚網勘定帳」の一部（表1の目録No.26）

それについては、明治三年（文書No.2）の後ろの方に「明治三年閏十月三日勘定 但し向後定書之事」と題し、「新西御百姓方々」に対する配分率を定めた記述がある。それによると、清水熊吉組合に二名、永浜六右衛門組に二名、蛸の浦栄作組が四人の合

計八名については、「当年より三ヶ度迄」は「一分五厘、四ヶ度目には五分づつ、七度目は一丁」というように「魚取仲間厳敷吟味」して定めたとある。これによれば、おそらく漁業に全く関わっていない農家に対しても、若干の配分を認め、漁の回数を重ねるごとに配分を増やし、七回目の漁があれば一戸前に配分をすると定めたのである。これには網を引く時には協力するという前提はあったであろう。なお他所の例を参考にすれば、漁業者であってもなんらかの事情で一人前の仕事ができない場合、割合を減じることがあるので、一丁に満たない家がすべて農家であると断定はできない。農家以外で常時一丁に満たない場合は、おそらく通常の労働に出ることができない家に対しても一定額の配分を保障する相互扶助の一環と考えられ、同じ名前だが、ある年だけ一丁未満になっている場合は、その漁のときだけ何らかの理由で欠席したものであろう。

時代がたつにつれて当主の名前が変わるので、同じ家かどうかを確認するのは容易ではないので、連続して史料が残っている大正六年から八年までの三年間の推移を見てみよう。たとえば上蛸ノ浦では大正六年に一丁未満が五人いて、うち二人が五分、三人が二分五厘であった。これが翌年にはそれぞれ一ランク上がり、七分五厘と五分になっていて、さらにその翌年には各一丁と七分五厘になっている。ほぼ同じことが他の集落にもみられる。さきの規定では段階的に一丁に近づけていくとあるので、まさにその規定にあわせていくようにも思える。しかし規定を定めた明治三年からはすでに五十年を経ているから、規定のときに一分五厘であった家でも、とうに一丁になつていいはずである。したがって、ひとつは、ある段階でご破算にして

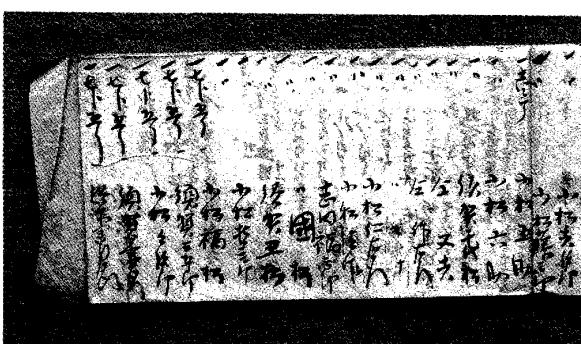


表3 イルカ漁における集落ごとの丁数と戸数の変遷

	永 浜	清 水	上蛸ノ浦	下蛸ノ浦
享和 3	28.5丁 (30) [1 26 -0.5 4 -0.5 弁天	18.5丁 (19) [1 18 -0.5 1	46丁 (48) [1 44 -0.5 4	
明治 3 1丁当たり 5貫200文	33.5丁 (34) [1 32 -0.25 2 -0.5 弁天・瀬主	17.25丁 (18) [1 17 -0.25 1	26.25丁 (27) [1 24 -0.5 2 -0.25 1 -0.5 明神・瀬主	29.25丁 (30) [1 29 -0.25 1
明治28 1丁当たり 6銭2厘	34.75丁 (35) [1 34 -0.25 1 -0.5 弁天・瀬主	18丁 (18)	29.25丁 (31) [1 27 -0.5 1 -0.25 3 -0.5 明神・瀬主	32.75丁 (34) [1 31 -0.25 3 1 尾崎
明治37 1丁当たり 57銭6厘	38丁 (40) [1 34 -0.75 1 -0.5 3 -0.25 3 -0.5 弁天・瀬主	18丁 (18)	30.75丁 (32) [1 27 -0.75 1 -0.5 4 -0.5 明神・瀬主	34.25丁 (34) [1 31 -0.75 3 1 尾崎
大正 6 1丁当たり 3円59銭4厘	52.5丁 (54) [1 47 -0.75 5 -0.5 1 -0.25 1 -0.5 弁天・瀬主	19.5丁 (22) [1 18 -0.5 2 -0.25 2	32.5丁 (33) [1 28 -0.5 1 -0.25 3 -0.5 瀬主 えびす 熱田	39.5丁 (40) [1 38 -0.75 2
2007年8月	永浜 65	大立 58	清 水 60	上蛸ノ浦 64
世帯数				下蛸ノ浦 99

※ () 内は当該年における戸数を示す

表1に示した史料より作成

再出発していると考えるか、ここに出ているのは分家などにより一家を構えた新規加入の家なのか、さらには明治三年の規定が、一年間を単位としたもので、年間に何回も漁獲があった場合を想定したものなのか、さまざまなる可能性があることだけを指摘するにとどめる。

5 イルカの捕獲時期と畠への保障金

志田家文書の記載をもとに、赤崎で捕獲されたイルカの頭数を一覧表にした(表4)。年次はすべて旧暦で書かれているので、表に西暦換算の欄を設けて、イルカが回遊してきた実際の季節を比較すると図3のように、きわめて明確な傾向があることがわかった。六月が断然他を圧しているのである。イルカ漁

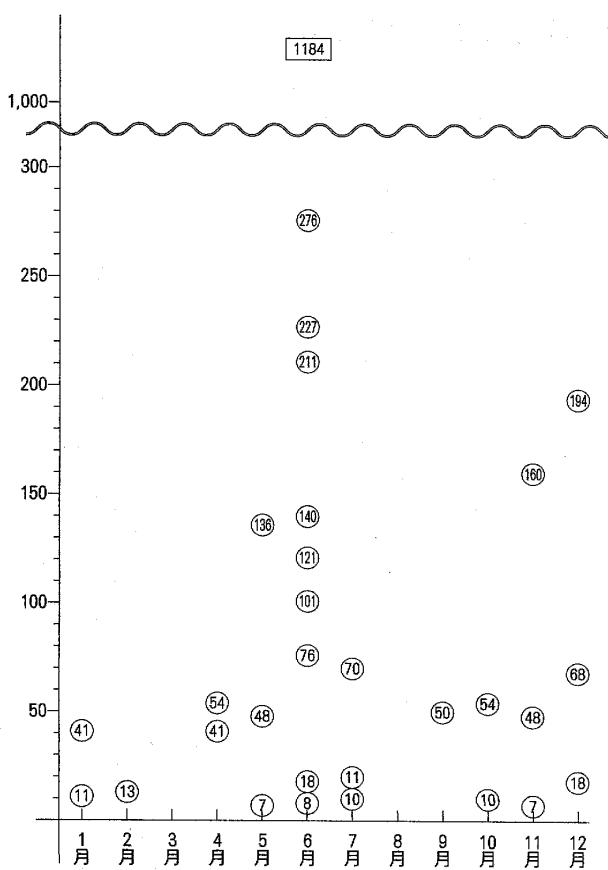


図3 月別に見たイルカ捕獲頭数

年次	頭数	肉量目	肉売価
明治三年 真海豚	五四頭	五四〇貫目	一二五円
同 四年 同	一九八頭	一九八〇貫目	一三二円五〇銭
同 七年 同	二〇〇頭	二〇〇〇貫目	一四〇円
同 八年 同	五〇頭	五〇〇貫目	七円五〇銭

これを先の表2と比べると、明治七年以外は文書目録にあるものと一致しているが、七年分だけは関連文書が見つかっていない。よくみると、肉量目は頭数に一〇貫目を乗じただけの数値であることがわかる。また肉價格は、志田家文書ではそれぞれ五百切、六百切というように旧幕時代の貨幣単位

が入梅時であるとか、麦の収穫時にあたっていたことが、これから裏付けられる。大正六年におけるイルカ大漁に際しては多数の見物人が押しかけ、周辺を巻き込んだ大騒動となつたが、地元の人間にとって見物人に畠を荒らされるなど、大きな迷惑となつた。このときの話とは確認できないが伝承では、麦刈り中だったある家のばあさんが鎌を持って見物人を追い払つていたといふ。実際、この年の勘定帳(文書No.25)には、「長浜漁場畠主へ作物補へ金」として八円が計上されている。これは明らかに畠を踏み荒らされた事に対する補償金である。なお明治四十三年十一月には六八本の水揚げがあり、必要経費に「永浜畠代」として一円が計上されている(文書No.19)が、こちらは水揚作業中に畠に踏み込んだりした代償であろう。冒頭で紹介した明治二十二年のイルカ漁に関する県への回答によれば、赤崎における捕獲頭数などは次のようである。

表4 岩手県大船渡市赤崎のイルカ漁年表

漁獲日	西洋暦	漁獲本数	売値
享和3年正月6日	(1803.1.28)	11本	金10切*
文化4年正月7日	(1807.2.13)	鮪8本・小鮪5本=13本	10切
文化4年9月17日	(1807.10.16)	10本	11切
文化5年9月11日	(1808.11.1)	7本	10切
文化14年5月7、8、9日	(1817.6.21-23)	101本	29.5切
明治3年10月3日	(1870.10.27)	54本	500切
明治4年11月	(1871.12?)	194本	600切
明治18年旧7月27日	(1885.9.5)	50本	7円50銭
明治28年旧5月29日	(1885.7.11)	10本	12円50銭
明治34年旧3月10日	(1901.4.28)	41本	195円
明治37年旧4月8日	(1904.5.22)	48本	144円15銭
明治37年旧4月20日	(1904.6.3)	7本	23円58銭
明治37年旧12月23日	(1905.1.28)	41本	300円
明治38年旧4月7、8日	(1905.5.11-12)	160本	525円
明治39年旧12月12日	(1907.1.25)	18本	224円
明治40年旧5月7日	(1907.6.17)	8本	27円
明治41年旧6月4日	(1908.7.2)	11本	28円
明治41年旧6月13日	(1908.7.11)	70本	189円10銭
明治42年旧3月3、4日	(1909.4.22)	54本	280円
明治42年旧4月22-24日	(1909.6.9-11)	76本	214円20銭
明治43年旧11月16日	(1910.12.17)	68本	540円50銭
明治44年旧3月5日	(1911.4.3)	48本	249円60銭
大正3年旧4月24、25日	(1914.5.18-19)	136本	346円20銭
大正5年旧5月23日	(1916.6.23)	140本	198円6銭
大正5年旧5月25日	(1916.6.25)	18本	18円
大正6年旧4月29-5月4日	(1917.6.18-22)	1184本	1772円45銭**
大正7年旧4月25日	(1918.6.3)	276本	?
大正8年旧5月29日	(1919.6.26)	227本半	?
大正9年旧5月10日	(1920.6.25)	121本	前日との合計
5月11日	(1920.6.26)	211本***	768円20銭
大正11年旧閏5月8日	(1922.6.24)	?	?

*金額は『赤崎村史料』による

**『赤崎村史料』は全体の一部のみを記述

***これ以外に「拾ヒイルカ代20円」あり

(注) 貨幣単位の「切」は、一分金と同義

である(切とは一分金を数える単位。四分で一両であるから五百切は一二五両)。したがつて県への報告では一両を一円として単純な換算値を示したに過ぎない。一八年の金額は帳面と一致している。

引き続き県への回答を見ると、捕獲イルカの種類について次のように記されている。

一 鎌海豚ト称スルハ方言真海豚ノ雄魚(魚尾ノ屈曲シ居ルヲ以テナリ)ニシテ真海豚(□ト称シ尾ノ直クナルモノ)ト混交捕獲スレトモ漁事ノ際之ヲ区別セサルヲ以テ真海豚ノ一欄ニ合記セリ

現在の聞き取りでは、当地で捕獲されたイルカの種類はほとんど弁別されておらず「白と黒の真海豚」という感じである。

帳面に残る目方からみてゴンドウはなかつたようだ。右の報告の記述によれば、当地では一般に鎌海豚と呼んでいて、それは方言で真海豚と呼ぶ海豚の雄をさすのだと説明している。これはたとえば、イワシに関しても、身近で日常とれるイワシをマイワシと呼んでいて、分類上のマイワシとは異なる種類をさす場合が多い。さきに紹介した大正六年の捕獲現場の写真をみると、不鮮明ながらもカマイルカ独特の鋭い背びれが写っている。つまりこの地域でもっとも普通に捕獲していたのは、カマイルカであったとみて間違いないだろう。ちなみにカマイルカは「日本沿岸では五月頃に三陸周辺の太平洋岸と青森・秋田

沖の日本海側によく出現する」とある。⁽²²⁾

三 イルカ漁の記憶と村落生活

1 蜷ノ浦の暮らし
志田家という旧家が瀬主であり、イルカの入札も原則として当家の広間で行われていた巻ノ浦の暮らしと普段の生業について、ここで概観しておこう。

赤崎村のなかでもイルカ漁を行なっていたのは、さきに見たように永浜・清水・上巻ノ浦・下巻ノ浦の四集落である。巻ノ浦より南に位置する長崎・合足が参加していないのは、位置からいつて湾外であり、イワシ漁のためのアラデ網の組がなかつたからである。この四集落を束ねる形で瀬主を務めていたのは上巻ノ浦の志田家であるが、それについてはすでに触れた。
巻ノ浦という地名の由来については次のような伝説がある。⁽²³⁾

むかし、このあたりの海には多くの巻がすんでいて、海が荒れるのは巻の主があばれるからだと言っていた。夫婦と一人息子の三人暮らしの貧しい漁師の家があった。あるとき、父親が漁に出て何もそれなかったので帰ろうとしたら、急に強い力で糸を引くものがあった。必死に糸をたぐつたが、ついに海に引き込まれてしまった。息子は親の仇をとろうと何日も海に出でて巻の主が現れるのを待った。父親の四十九日にあたる日、今日はだけは海に出るなど止められたのを振り切って、この日も息子は海に出た。夕方になつて、とうとう巻の主が現れ、船を足でつかんで揺すり、息子を一呑みにする勢いでとびかかって

きた。息子は小刀をもつて立ち向かい、ついに主を退治することができた。大蛸を船で引いて戻ってきた息子を見て、喜ぶ人も、後の祟りを恐れる人もいたが、それからは何事も起こらず蛸の主も暴れなくなつたので、ここは風のいい、穏やかな海となり、蛸ノ浦と呼ばれるようになつた。

もちろんタコ、タゴは海辺に多い地名であるから、ここが特にタコの産地というわけではない。しかし漁業に重きを置いている集落であることはわかる。

ところで、イルカ漁は全くの偶然によるために村人にとってはあてにならない臨時の漁業であり、日常的には大船渡湾内におけるイワシ漁や海鼠漁などが中心になつていて、それが対岸の大船渡村との海論を引き起こす背景にある。

ここで明治期から盛んになつていった海苔養殖の旧来の方法についてみておこう。まず盆過ぎにシバキリをし、よく乾燥させる。秋彼岸前後にシバサシといつて、これを海面に立てる。海面を区画し、さらにその内部を細分した小区画ごとにくじ引きをする。このノリシバを立てる作業にはコツがあつて、海底に打ち込むシバの先端部を三角に削って波に揺られても抜けにくくする。汐の干満をみて引き潮のときに行なう。海底が硬い時には鉄製のユリコミという道具でもみながら穴を開けてシバを差し込み、しっかりと周りをかためる。海中の枝が茂つていて部分に海苔がつきはじめ、十二月以降、二月いっぱいまで採取できるが、春彼岸になると色がかわってしまう。自然の木を使うシバ立てから網に代わつていつたのは昭和二十四、五年ころからである。出来上がつた海苔は、十帖ずつを一束として、

志田家（屋敷）の中で取引された。買取人は主として信州から来た。金子さん、林さんという名が大買い主として知られている。全国の海苔の等級を決めるプロは長野県にいたという。今は上蛸ノ浦で海苔の養殖をする人は一人だけになつた。海苔がつかないわけではないが、採算がとれなくなつたからだとされる。

それに代わつてホタテとカキの養殖が盛んになつた。カキは戦前からやつていて種カキは宮城県から入れていた。このカキは味がよいと東京でも人気があった。

大正から昭和三十年代までカツオ釣りの餌となるイワシをとるために地曳網をやつていた。さきにふれたアラデ網のことである。イワシを生かしておく生簀は、杉の角材で九尺×十二尺の枠をつくり、そこに深さ三メートル以上になるように、シuproのゴワゴワした網をたらす。生簀内で餌付けをしておいて買に来る鰹船に直接売つた。カツオ船に所属した餌鰯を買取る専門の人（餌買い）がやってきて生簀単位で予約すると自分が予約した生簀に名札をつけ、所属する船が来るまで逗留して毎日櫓船で生簀に通つては様子を確認していた。尾鷲の船が多くたが、焼津の船にも売つたことがある。その頃はとにかく儲かつたという思い出がある。

一年間の主要な漁を見ていくと、六月から十月までがカツオ餌となるイワシ漁。九月末から十二月いっぱいが鮭の建網漁、しばらく休漁となり三月から建網を再開するが、六月一〇日までは稚魚を保護するために小さい網目の使用は禁止される。建網は網目が汚れると入りが悪くなるので、汚れ具合を見ながら、きれいな網を使用するよう注意する。

上蛸ノ浦は現在六〇世帯ほどだが、昭和のはじめには三〇戸くらいだった。鰹節のフシキリをやっており、屋敷の志田家では仕上げまでやった。昭和十七、八年頃、ここから一キロメートルもない長崎の灯台のところで鮪の大漁があつた。こちらでは鮪のことをシビといい、おおよそ五キログラム以下の小さいのはメジといった。ブリの小さいのはショッコといった。イカ釣りは全戸でやつたというくらい盛んだった。イカのフ(臓腑)を煮詰めて油をとったという。イカのフは焼くか煮るかしない限り腐敗しないといわれている。

この土地は水に恵まれないので、田はごくわずかしかない。畑は大麦(十月末に蒔いて翌年の七月中旬に収穫)、自家用の馬鈴薯、麦の裏作に大豆を作り、自家用の醤油・味噌とした。ここには三十年くらい前にはお茶工場があったが今はない。

茶の木は身近にあるので自家用の茶を作つた。摘採した茶葉を、ゆでて水を切つてから、座敷の囲炉裏の炭火に上にトタンを載せ、手で揉んだ。それを急須で出して飲む。コクのあるうまい茶であった。朝の仕事前に「お茶ひとま飲んでいた」というのはつまりやかん一杯飲んでいたという意味である。

初盆の家では八月七日に庭先に高燈籠を立てる。杉の丸木の上部に杉の枝を結びつけ、そこから左右斜めに地面までクロフジの蔓を張る。杉葉の下に白い灯籠をつけ、さらに「南無阿弥陀仏」「南無釈迦牟尼仏」などと墨書した白い旗を吊るす。これ全体を茶旗といい、親戚が集まって故人の供養をする。したがつて初盆のこともチャバタという。位牌が古くなつて文字が見えなくなつたものでも、盆に青草でこすると浮き出してくれるといわれている。



写真11 尾崎神社と境内の鐘楼（大船渡市赤崎町蛸ノ浦）2007年8月撮影

蛸ノ浦のみならず、周辺から厚い信仰を寄せられているのが尾崎神社である。大船渡湾の入口近くにせりだした尾崎岬の上に鎮座する当社は、釜石市の尾崎神社(虎舞の海上渡御で名高い)、気仙沼市唐桑の御岬神社(鯨供養碑で知られる)とともに三尾崎と呼ばれている。尾崎神社には以前には山の手のほうからよく参拝に来た。五穀豊穣、大漁満足を祈る。祭礼では二艘の船に船板を渡して海に出る。船板は造船場から借りてくるもので、長さ三〇尺、厚さは五分もある。この板で作った船は大漁になるといわれていた。この海上渡御は戦後では昭和二十五年には行われたが、その次の時には船でなく牡蠣養殖用の筏を並べて海上に広板を置いたものだった。現在は単独の船に神職が乗り、陸ではお囃子をする。お囃子にあわせるのは、権現様と呼ばれる獅子頭で、蛸ノ浦・長崎・永浜・中赤崎・上三区(これはセメント工場よりも奥の方)から出るが、氏子範囲で権現様が出ないのは清水のみである。次回は平成二十一年に行われる。

尾崎さんの下のナカダチの海から尾崎さんを拝むと大漁するというので、そこを通過するときはスルメ、鰯を三回、尾崎様に投げる。近くの岩に馬

のひづめの跡があるのは、尾崎様が馬に乗ってこの崖を上つていったためだという。そして上から再び下がってきた「フツカウラ」という浜にその跡があり、またその時、神様が弁当箱を置いたという椅子（天然石）がある。船上からこの浜に向いておしつこをするなどいわれている。

なお水揚げの配分にてくる明神様というのは上下蛸ノ浦の中間に張り出した明神岬の上に鎮座する熱田明神のことで、志田姓のソーヤ（庄屋）が祭祀の中心になっている。宗旨は浄土宗の家が多いが地区に寺院はなく、盛（大船渡市）の淨願寺（浄土宗）、洞雲寺（曹洞宗）、あるいは長安寺（浄土真宗）など、菩提寺はまちまちである。

2 イルカ漁の記憶

大規模な追い込み漁は大正末期で終了してしまったので、現存する住民のなかには直接イルカを取上げたという体験者はもういない。年配者から聞いた話や、幼年時に垣間見た思い出をもとに、文書からはうかがえない状況を断片的ながら記してみる。

ユルカ（イルカのことをいう）は今でも時々大船渡湾に入ってくることはある。上蛸ノ浦在住の志田賢太郎さん（昭和四年生まれ）が小学校五、六年生の頃（昭和十四、五年）には毎年のようにユルカが来た。たいていお盆前で先祖の供養に来て、セメント工場のところの野島を供養のために何回か回るといわれていた。日中戦争以降、追い込み漁はやっていないし、鰯で突くこともない。またここではイルカ肉を食べる習慣もない。清水の志田



写真12 網を入れた小屋があったという跡地、左は御前島
(大船渡市赤崎町清水) 2007年8月撮影



写真13 海豚を取揚げた大立浜は埋め立てが進んでいる。
左が弁天岬(大船渡市赤崎町永浜) 2007年8月撮影

長四郎さん（大正十四年生まれ）によると、イルカ用の網がある、清水の海岸に設けた倉庫に保管されていたという。この網はイルカを最後に引き寄せるためのいわゆる魚捕り網（ヨトリ）ではなかつたかと思われるが、倉庫自体が昭和八年の津波で流失してしまった。

ユルカが大船渡湾に入つてくると、必ず珊瑚島の東側を通る。そこで珊瑚島と蛸ノ浦の間に網を張り、イルカが野島を三回まわるうちに仕切る。次にイルカの動きによって御前島に張る。このことをニバンカリといった。弁天崎から大船渡には数百間の網を張つたこともある。そして追い込みをする。場所は弁天さんの北側の浜で、大立おおたちという。そこにはエビスを祀る祠があるので、恵比寿前ともいわれていた。現在は埋め立てが進んで

当時の雰囲気は全く残っていないが、大正七年に建立されたコンクリート製の恵比寿の祠だけはあって、祠の正面に「西宮」と書かれている。

イルカの群れは偶然に発見される。見つけ次第瀬主に伝える。「ユルカがきたから集まれ！」と大きな声で伝達されるや、たちどころに人数が集まる。海岸で網をつないで沖に引き出すことになる。網をつなげることを「はげる」という。その規模によって、五反はげ、三三反はげ、などという。また沖では船も「はぐ」つまりくつつける。網につける重りは鉛製であるが、昔は瀬戸物のものもあつた。またイルカの群れに向かって石を投げた。この石は普段海岸に貯めてある。網を徐々に狭めると魚が「よった」つまり酔つておとなしくなる。すぐには効かないものが背中のヒレを担いでオカに揚げた。イルカは人間が抱きつくとおとなしくなるので、そこを包丁で刺すのだが、イルカがピーピー鳴くので可哀想だった。販売方法はよく知らないが、商人に売った生肉は秋田の方に出したという。横手、湯沢などで保管しておいて食べたといわれているが、地元で食べたとは聞いていない。赤崎にイルカが寄つたというニュースが伝わると、遠く盛岡からも見物に来たものだつた。

永浜にはオオヤベツカという小松家があつて志田家とともに瀬主であった。長浜にある弁天山工業所という採石場(石灰岩)があつて、昔から人がいたので、網に動員することができた。赤崎在住の志田琢治さん(大正二年生まれ)は、小さい頃に父親に連れられて大立でイルカを捕獲する様子を見ている。若干重複するが、直接の見聞として紹介する。ちょうど麦の穂が

出で黄色くなる頃に、イルカは毎年來たものである。アラデ網で湾口を塞ぐ。網の目は六尺もあるがイルカは逃げない。地曳網(アラデ網のこと)が方々にあつたから前もって連絡しあつてあるとおりに網をせばめていくと、イルカは最後は自分で海岸にあがつてしまふ。そこに裸で海に入つて担いできて、アラズチという大槌で頭を叩いた。一回ではなかなか死なないのではなくも叩くのだが、カモメが鳴くようにヒーヒーと鳴いた。自分としては叩くのを見ているのはいやだったが、見物人は多かつた。それから腹を裂いて抜いた内臓は捨ててしまう。海岸にいつまでも捨ててあつたので、山から木を下げてきた牛がその臭いを嫌つてなかなか近くを通らなかつた。小さい頃のことであり、父親には参加する権利はなかつたので、イルカの売却とか利益配分などについては知らないとのことであつた。

この地には遠野からよく品物を仕入れに來た。遠野、江刺から歩いてくる。盛六郷から峠をいくつか越えれば一〇時間で来ることができる。ユルカの肉は秋田で食べたと聞いている。秋田まで馬で運んだのだろうか。江刺からは馬で来て魚をカマスに入れて積んでいった。生きたままのアサリを生のまま馬にかけて南部まで運んだ。こういう行商人のことを「ナンブ」と呼んでいた。「ナンブが來た」いえば、その格好は、股引に半纏、ツバサミ(尻はしより)をしているから、すぐわかる。なかでもツバサミが特徴的であつて、漁師はツバサミはしない。また鮭が來ても捕らなかつた。鰯は粕に絞つた。ナンブは底引き網で捕つた魚を塩漬けにしたのをカマスで運んでいた。岩谷堂、江刺、黒沢尻あたりに中継する商人がいたらしい。

今、江刺市になつてゐる岩谷堂が商取引の中心であつた。そ

こは昔の盛街道の通過点で、近くの姥石峠がかつて南部藩と伊達藩の境であったという。現在は種山トンネルが開通しているので峠を通らずに通行できる。

赤崎まですべて渚でアサリをさかんに採った。粒ぞろいのいいアサリだった。海は豊かだった。盛にあった魚屋のことを、ここではイタバヤと呼んでいた。これは五十集屋のことである。その店とこことが取引があつたらしい。

ただしナンブと呼ばれた人たちは、あくまでも個別の商人であつて、大量のイルカを入札によつて仕入れた五十集から、小分けして仕入れたか、委託されて運搬に従つたものと思われる。そこで、実像がなかなかつかめないきらいはあるが、イルカがどのように売却されたのかをみていく。

2 イルカの取引

赤崎にイルカが入つたというニュースはまたたく間に近隣に知れ渡る。たくさんの船がイルカの大群を追い込み、夜に入れば浜にかかり火が焚かれ、人々が右往左往するのである。村からは馴染みの五十集に連絡をするものもあつただろう。もちろんたくさんの見物も押しかける。追い込んだイルカは、岸に揚げて入札にかけるのであらうが、数が多い場合は、伊豆の例などをみても当日の取引対象となる頭数のみ取り上げて、あとはそのまま囲いの中に生かしておく。そのために、入料として「守貢」が計上されるのである。これはおそらくは村の青年たちの役割であったろう。

さきに紹介した県からの問い合わせに対する赤崎村の回答の

最後に、イルカの肉以外の利用法と肉の販路が報告されている。

海豚販路其他の状況

一 販路 山形県下最上秋田県下秋田福島県下会津にして皆之を売るに生肉を以てす

(二) 四 記載なし

五 臓腸 右四項は曾て製造せしたことなし漁民其の効用の有無を弁知せざるが為なり

六 捕獲の期節 夏凡五月六月 秋凡九月十月 冬凡十二月一月の三期節にして其中何時頃を以て最盛なりと予想し難し

七 売買の高低 最高貳円五十銭位 (冬期の価値) 最低拾五銭位 (夏期の価値)

赤崎の人々の間では現在イルカ肉を食べる習慣はない。この回答を見ても肉の大部分は海から離れた東北山間部に運ばれていたことがわかる。

ここで水揚げ帳の記載を見てみよう。大正五年旧五月二十三日(文書No.24)に水揚げしたイルカは一四〇本にのぼつたが、折悪しく入梅なので「漁業者及商人合意ノ上漁場大立ヨリ直接漁船積入塩釜へ積出し」た。この売値は「一九八円六銭」であった。また「五日に永浜にあげた一八本は「蛸ノ浦ニテ地方集合ノ商人へ売り」、代金は一八円であった。この二段階に分かれた記述は、同じ群れのうち大部分を大立の恵比寿前に追い込み、残りは弁天岬の反対側にある永浜に追い入れたのか、あるいは全く別な群れが一日おいて出現し、いつもの大立に入らずに永浜に入ったのか、よくわからない。もし前者ならば、これは囲い

込んだイルカを一度にすべてあげてしまうのではなく、一部を残しておいたことを示している。二三日分は塩釜に出したとあり、二五日分は「地方商人」とあるので、外部から来た商人が大量に購入したあと、地元の商人が買取ったとみられる。ちなみに、塩釜行きになつたのは一本あたり一円四〇銭余、地方商人は一本あたり一円であった。

それではイルカ買取りに來た商人との間に、具体的にどんなやり取りがあつたのだろうか。やや煩瑣にはなるが、イルカ水揚げ帳の記載形式を確認する意味も含めて大正八年の帳面を全文翻刻してみよう(文書No.35)。

(表紙)

大正八年旧五月廿九日

海豚組合
海豚水揚及入料帳

大正八年旧五月廿四日ニ於テ明神山海岸ヨリ三郷嶋ニ渡リ蛸之浦鱈網共同ヲ以テ第壹番張第貳番張ヲナシ同日ハ雨降リ五、六、七日ハ大風ノ為メ採リカ子廿八日ヲ以テ大立浦ニテ採魚シタル者ナリ前日廿七日ニハ蛸之浦瀬主宅ニ於テ大船渡、末崎、長伏、蛸ノ浦商人ノ入札ヲ行フ其良価ハ本三円七十五銭七厘ノ高札ヲ以テ買取り但シ十二貫目以下ハヨセ蛸ノ浦商人一同之ヲ買取ル

目出度シ

海豚式百二十七本五分
第三四五
代金 八百五十三円十二銭

内訳

一 金八拾五円三拾銭

是ハ壹、弐番張ノ取分

金八拾五円三十銭

是ハ海豚組合内商人ヘ口錢分

内 金拾五円 是ハ入札商人ヘ口錢 但シ十五人分

差引 金六百六十七円五拾弐銭

外金 式拾八円四十三銭

是ハ商人ヨリ壹割金の内三分ノ一分戻シ金分為入

六百九拾五円九十五銭

内 金九円四十七銭六厘

但シ商人ヨリ三分一口錢ヨリ更ニ其ノ三分二両瀬主ヘ配

内
入料
当分金 七円六十八銭
金 七円六十八銭

長浜ニ於テ酒代

金 三円十五銭
○十八円五十一銭長浜ニ於テ酒代
大立ニテ長浜繩代

ヤ 金 一円三十八銭

売買ノ酒代

ヤ 金 参円

売買ノ糸代

ヤ 金 壱円

モリ附キ 十二人分長浜分

金 壱円八十銭

△モリ附キ 四人分長浜分

ヤ 金 六十銭

大立畠ノ損ノ分

金 式拾錢

大立畠ノ損ノ分

金 八円	両瀬主へ恵比寿金
金 拾円	勘定ノ入料
メ五拾六円九十六錢	諸入料
差引 金 六百三十八円九十九錢	税在金
内 金三拾円 (*式拾七円) 也	大正九年上納金漁算納メ *見え消し
差引 金 六百八円九十九錢	結果残った金額に、別途商人から三分 (三%) の戻し金を受け入れ、総計で六百九十五円九十五錢となる。これが、「海豚組合」の収入となつた。
内 壱わ当たり式拾円三十錢宛	
三百四円四十九錢五厘	
是は鰯網十五把配当金	
残 三百四円四十九錢五厘 是はヨトリ網へ配当金	
右百五十式丁ニ割リ	
右金長浜新当り宛テ	
右異算ナシ	
冒頭部分で漁の様子を述べたあと、蛸ノ浦の瀬主である志田家において商人の入札が行われることを記している。大船渡あるいは末崎という湾の対岸から来た人に対し、蛸ノ浦商人といふのは、地元の商人ということになる。しかし現存者の記憶によるかぎりでは、蛸ノ浦には五十集をしたような家はなかつたという。先に肉の販路に関する流通の拠点となつた岩谷堂に触れたが、志田家にはそこに親戚がいたといい、また蛸ノ浦のある家からそこに婿入りした者もあつたので、もしかしたら岩谷堂からの要請があつたかもしないという。	ずつ、網と組合内商人に支払っている。この組合内商人というのは、地元民のことなのか、詳細は不明だが、小形のイルカは「蛸ノ浦商人一同」が買取つたとあるから、少なくとも数人の商人が地元にいたことになる。それから、入札商人に対して一人一円ずつを支払つてるのは、御苦労賃なのだろうか。その結果残った金額に、別途商人から三分 (三%) の戻し金を受け入れ、総計で六百九十五円九十五錢となる。これが、「海豚組合」の収入となつた。
入札の入札具体的な手順は不明だが、売り上げ金額から一割	

この海豚組合が、赤崎のイルカ漁の中核をなしたはずで、伝承では「一人一株一丁」という言葉もあつたようだが、現在のところ組合規約は見つかっていないために、具体的な運営については全くわからない。さきに明治三十六年に海豚漁業免許願を提出した主体は赤崎村漁業組合ではあるが、漁に関わっていたのは永浜以下四集落だけで、もちろん利益もこの四集落だけが得ている。しかも漁自体は江戸時代以来の慣行そのままに継続されてきたので、ことあらためて詳細な規約を設ける必要はなかつたのであろう。したがつて、何か問題が生じた時に話し合いで決めては、水揚げ帳に記してきたにすぎないとも考えられる。これらの帳面の表紙には、明治三十三年に「入鹿取揚両組」とあり、同四十四年には「いるか網」という組織名らしいものも見えるが、おそらくは仲間といつた程度の意味であったろう。ただ、大正五年に「鰯網組合有権者名簿」が作成されているので、この時期に組織が固められて各自が一株というような発想が生まれたと考えられる。すると、先に見た大正六年の収入のうち、個別に配分されなかつた一冊目の分が、公課等をまかなうために組合全体の収入として別会計にされたとも考え

られよう。この問題は課題としておく。

ふたたび史料にもどろう。収入から入料もろもろを差引いているが、その内容についてはすでに述べた、ただし両瀬主への配当金というのが、商人からの戻し金の一部であることが新しい点である。なお両瀬主とは、従来の上蛸ノ浦の志田家に加えて永浜の小松家が加わって瀬主が二軒となっているためである。ちなみに小松家は屋号を小松ベッケといい、村の開発先祖である小松大家の分家である。ただし同家にはイルカ漁関係の文書は伝存しない。

最後に残った「ヨトリ網へ配当金」というのが、今回の漁に参加した一般人への配当で、それを一五六丁に割つたとあるから、一丁当たりの当り^リ收入は、一円ということになる。はしあが四九銭なにがしか残つたが、これは、新当たりすなわち、次回に加算して配分するという意味であろう。

なお前年の大正七年の帳面(文書No.29)の冒頭にも類似の記載があるので、その部分だけ引用する。

大正七年旧四月廿五日ニ於テ定ノ場所ヨリ第壹番張及弐番張ヲナシ廿六日ニハ大立浦ニ追詰メ廿七日ニ同所ニテ採リタルナリ但シ廿六日晚ハ川向ニ於テ商人ノ競争入札ノ結果壹本四円拾壹銭ノ落札トナル則チ大船渡村大和田伊八郎氏是ヲ取ル

一、入鹿式百七拾六本

但シ壹本ニ付四円拾壹銭ノ割合

此金壹千百參拾四円參拾六銭

内訳 金拾円也 是ハ入札ノ際商人ヘ第壹式參番札迄

代金ヨリ口銭

差引 金壹千百式拾四円參拾六銭

外に 入鹿四本 是ハ大立採場ヨリ拾イ売り

此金八円

一口メ 壱千百參拾式円參拾六銭

これによれば、入札は蛸ノ浦の「川向」において行われたとある。同家は志田家の近くにある、やはり旧家で熊谷姓を名乗る。屋内の障子にすべて古文書が貼つてあったほどで、明治初期が全盛期であつたらしい。現当主の曾祖父が商いをしており、江戸にまで船を仕立てて昆布などを運び、江戸の問屋が算盤を縦にして示した数字を読み取つて商売に成功し、算に錢を入れて帰ってきたといわれる。また大船渡村の大和田氏というのは、五十集屋であった。このときに入札では一番札から三番札までの商人に口銭として一〇円を支払つている。

3 切魚と酒

入札が終わつたあと、代金がいつ、どんな形式で支払われたのかはよくわからない。しかし、漁に参加した村人は、なにがしかの現金収入をえることができ、しかも漁のあの高揚した気分のもとで、盛大な宴会を開いたと思われる。イルカの取上げは血まみれの作業であり、海水は血で真っ赤にそまつた。追い込みから取上げ、血抜き、集まつてくる商人たち、大勢の見物人が見守るなかでの一連の作業は、年に一回、ときには数年に一度の、祭礼に匹敵する特別な日になつたはずである。

水揚げ代金から差し引く必要経費のなかには、必ず酒や菓子、米などの代金が含まれている。これは漁が終えてから宴が催さ

れていたことを示すものである。明治四十二年三月の漁（文書No.17）においては五二本が二八〇円で売却されたが、「外に清酒壺斗入壺樽」とあるのは、買取人からの謝礼と見られる。このときイルカを買取ったのは、蛸ノ浦の志田吉三郎であるが、酒は「本夜集合ノ折飲酒セルモノナリ」とある。つまり、イルカが売れた晩に、おそらくは瀬主である志田家の大広間にいて盛大な宴会が開かれたのである。

このとき捕れたイルカは実際は五四本であった。しかし「内式本ハ切魚トス、但シ壺本ハ網戸ニ特に願入リアルヲ以テ慣例ナキコトヲ談シテ特ニ与ヘタルモノナリ此例ハ将来慣例トスベキモノニアラス」。ここでいう切魚というのは、解体して参加者に配分される分をさし、原則として一本だけが切魚にあてられてきた。しかし今回は網戸すなわち漁の参加者からの強い要望があつて二本を提供したが、これは前例とはしない、という合意がなされた。いずれにしろ、水揚げされたイルカはすべて組合（仲間）の管理下に置かれ、正規の取引以外には譲渡されることはないということがわかる。ところが、明治四十二年旧四月二二日（文書No.18）には七六本が水揚げされたが、そのうち二本が「切魚」とされたことが書かれている。前例とはしないはずだったのが、既成事実として二本が切魚として提供されるようになつたことが伺える。

こうした切魚は、たぶん家庭で消費されたと思われるが、イルカ肉の独特な臭いには好き嫌いがある。漁のあとで配分された切肉は食べるが、塩漬けにしておいて常食するということはしなかつたようだ。現在ここにイルカ食の習慣がないのは、すでにイルカが捕れなくなつて八十年近くになるということもある。

るが、肉は最初から商品として東北山地にむけて出荷する貴重な収入源であったから、もともとイルカ食に対する嗜好はなかつたと考えられる。さらにいえば、イルカ漁そのものが、商品としてのイルカを捕獲することを目的に開始されたためではなかつたか。

小 結

赤崎におけるイルカ漁は、記録の上では大正十一年をもつて終了している。その後は、大掛かりな追い込み漁が行われたといふ伝承はないが、時にはイワシ漁に際して網で捕つたり、銛で突くことはあつたようである。しかし地元にイルカ肉の需要がないため、いったん衰退に向かうと販路も途切れてしまい、組織的に行なうことは不可能となる。この点では、対馬や伊豆半島、あるいは沖縄県名護市など昭和四十年代ころまで追い込み漁が行われていた地域では、捕獲した地元民自身がイルカ肉の消費者でもあつたことと対比される。

この赤崎においてもイルカ漁は、村落をあげての大規模な作業であった。漁のあとでの宴会では、興奮さめやらぬ賑やかな雰囲気で盛り上がつたと想像される。ただ、同じ岩手県の山田町大浦のイルカ漁と比較すると、漁の収益はすべて参加者の貢献度に応じて配分されてしまい、一部を村落の公共財の購入にまわすということはなかつたようである。これは大浦の場合は漁の組織がひとつの集落内で完結しているのに対して、四集落共同の漁という違いがあつたためかも知れない。

赤崎で捕獲されたイルカの肉は、はるばる僻遠の地に運ばれていた。これは、いわゆる塩の道と重なる流通形態であろう。

イルカ肉は、海岸部の特別な地形に恵まれた漁村の経済を潤し、同時に山間部の人々に貴重な蛋白源をもたらしたのであった。

なお、これは今後の課題ではあるが、山間部の人々のイルカ肉嗜好の背景に、山村の狩猟民から購入したり自らが捕獲した動物を食べるという食習慣があり、それが比較的安価なイルカ肉への需要となつたかも知れない。

赤崎のイルカ漁では、屋号を屋敷という旧家である志田家が古くから瀬主となっていた。瀬主とは網元に相当する言葉で、網や船を所有し、漁の収益からかなりの配分を得るのが一般的であつたが、赤崎の場合には、志田家の文書を見る限り、瀬主が他の村人に対して卓越した立場にあつたとは考えにくい。瀬主の役割は、その大きな居宅を入札の会場に提供し、そのあとでの村人の宴会にも提供したという程度である。しかも瀬主としてその配当はわずかに一丁の半分に過ぎない。ときに瀬主えびす金という項目も見られるが、全体からみればたいしたことではない。そこで考えられるのは、赤崎では、巨大な資本を要するマグロの建網がなく、漁業經營においては志田家だけが他を圧するという面がなかつたからではなかろうか。つまり大勢の網子を配下に編成する必要がなく、また九人を単位とする既存のアラデ網の組がイルカ漁の基本となつていたことが、瀬主をある意味では名誉職的な地位にとどめた最大の理由ではなかろうか。その意味では、これから補論として紹介する宮城県気仙沼市唐桑の近世におけるイルカ網組織の編成にからむ問題と比較することで、赤崎イルカ漁の特色が、いつそう明確になるのではないかと思われる。

注

- (1) 中村羊一郎「陸中海岸におけるイルカ漁の歴史と民俗
(上)」『静岡産業大学情報学部紀要』第九号、二〇〇七年
(2) 岩手県『岩手県漁業史』一九八四年、一七一页
(3) 本稿執筆のために二〇〇五年八月七日に文書調査および現地調査を行つた。史料の閲覧と利用を快諾くださつた志田良子氏およびいろいろお世話をいたいた志田賢太郎氏に深く感謝申上げる。二〇〇七年八月七日・八日に再度現地調査を実施した際には、大船渡市上山の平山憲治氏及び「赤崎の歴史を語る会」の会員である金野邦夫氏・金野文男氏・志田敬二氏、佐々木一郎赤崎地区公民館長、赤崎の志田琢治氏、蛸ノ浦の志田良子氏・志田賢太郎氏・千葉庄次郎氏・清水の志田長四郎氏から貴重なお話を聞かせていただいた。また大船渡市綾里の山下文男氏、大船渡市立図書館にもご協力をいたいた。あらためて感謝申し上げたい。

- (4) 岩崎浅之助編『赤崎村史料』赤崎村、一九一九年、一〇一頁
(5) 新沼春雄「子供イルカを救つた母イルカの話」『七つの郷』第四号、一九九七年
(6) 山口司「跡浜界隈の今昔」『七つの郷』第八号、二〇〇一年
(7) 中村羊一郎「イルカ参詣」『静岡県民俗学会誌』第二四号、一〇〇三年
(8) 『赤崎村史料』四八頁

- (9) 『赤崎村史料』五二頁
- (10) 『赤崎村史料』一〇五頁
- (11) 注1に同じ
- (12) 『赤崎村史料』八〇頁
- (13) 岩手県公文書「明治二十五年漁村の状況 第一課庶務」
(C16-7-2-43-44)
- (14) 岩手県公文書「明治三十六年漁業免許 第四課」C15-5-6-105
- (15) 『岩手県漁業史』一三六一-一四一頁
- (16) 今野留之進「清水の荒手網」「七つの郷」第一一号、一〇〇四年
- (17) 金野文男「鰯網にまつわるあれこれ」『七つの郷』第七号、一〇〇〇年
- (18) 注1に同じ
- (19) 注13に同じ
- (20) 『赤崎村史料』一〇六頁
- (21) 中村羊一郎『茶の民俗学』名著出版、一九九一年、一〇一頁
- (22) 大隈清治監修・笠松不二男・宮下富夫著『鯨とイルカのフィールドガイド』東京大学出版会、一九九一年、一〇六頁
- (23) 『大船渡市立博物館ガイドブック』より

補論 陸前唐桑における近世のイルカ追い込み漁について

はじめに

岩手県の大船渡湾におけるイルカ追い込み漁について、大正期まで実施していた赤崎における実態を史料と聞き取りによつて、詳細に検討してきた。その結果、赤崎では瀬主と呼ばれる、いわば網元に相当する有力者が操業にあたってほとんど実質的な役割をもたなかつたという事実が明らかになつた。赤崎の瀬主は近世以来その地位にあつたにも関わらず、漁にあたつては商人たちの入札や終了後の宴席の会場として自宅を提供する程度で、漁の利益分配にあたつても、わずか半人分を一般よりも多く受け取るだけである。それに対し、陸中大船渡湾の南に位置する陸前気仙沼湾の唐桑では、現在はイルカ追い込み漁についての伝承すらないが、江戸時代中期にイルカ漁を実施していた記録があり、漁の組織をめぐる村の有力農民間に厳しい対抗関係が生まれていた。本稿は、赤崎と比較するという意味も含めて、唐桑におけるイルカ漁の実態を、史料を中心に考えてみることにしたい。^①

唐桑概観

宮城県気仙沼市は全国有数のカツオ漁の基地であるが、現在はサメ漁獲量全国一をもつて地域興しに力を入れている。気仙沼湾も三陸のリアス式海岸の典型で、深く切れ込んだ静かな海

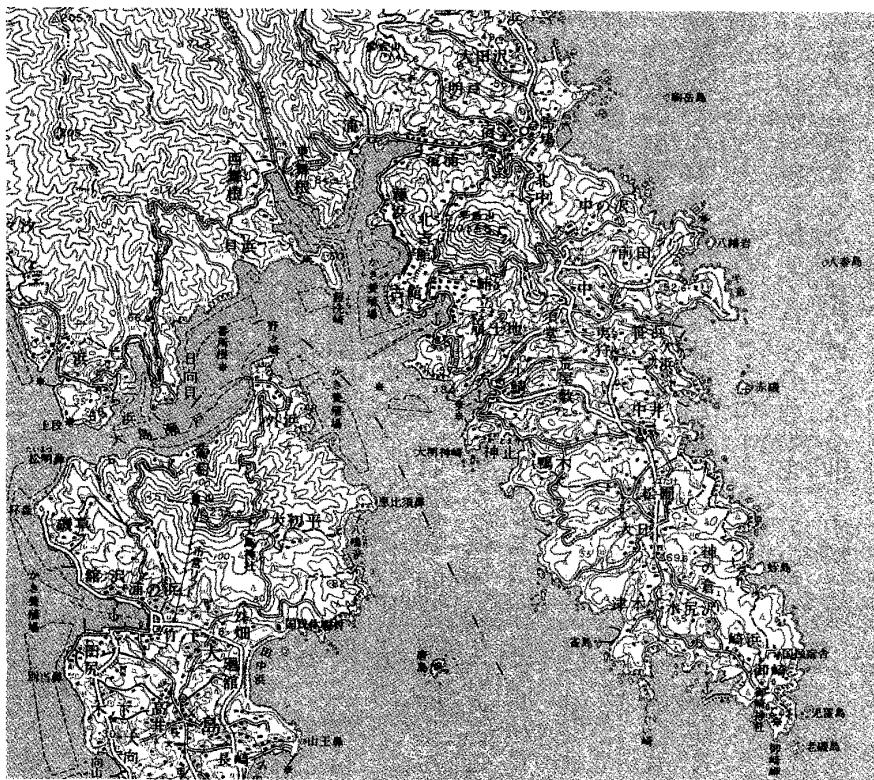


図4 唐桑と大島瀬戸（国土地理院5万分1地形図「気仙沼」）

面が天然の良港を形成している。この湾内中央には大島があり、それと向き合う形で湾の東岸に唐桑村（平成十六年に気仙沼市と合併し、現在は気仙沼市唐桑）がある。湾口に突き出した岬の先端には御岬神社が鎮座し、さきにみた赤崎の尾崎神社、釜石の尾崎神社とあわせて三尾崎とよばれる。境内には鯨供養碑があることで知られ、それにまつわる伝説も名高い。また唐桑

ではとくに戦後の遠洋マグロ漁業に多くの船員を輩出した。マグロ好況によりもたらされた多大な収入をもとに、競うようになされた豪華な住宅は周辺から唐桑御殿と呼ばれている。

近世の唐桑村は、この地域共通の支配体制として何某屋敷と呼ばれる有力農民を単位に編制された。彼らは後述する史料の中で「御百姓」と呼ばれ、その下に名子・水呑という隸属農民を抱えていた。ここで取り上げるのは、そうした有力農民の中でも傑出した実力をもっていた古館（こだて）屋敷の鈴木家に伝えられた史料に見られるイルカに関わる事件のいきさつである。鈴木家の子孫は現在も地域の実業家として活躍しておられ、巨大な母屋の裏手にこれまた大きな文書蔵がある。文書はこの中から戦後の調査によって発見され、宇野脩平

編著『陸前唐桑史料』として刊行された^②。そ

こには漁村における社会関係などを示す貴重な文書が数多く見られるが、漁業史の観点からは紀州漁師の進出とカツオ漁に関する新技术の伝播を示す史料が注目されている。イルカ漁に関する史料は、このカツオ漁関係史料と同時期のものである



写真14 古館・鈴木家の文書蔵（宮城県気仙沼市唐桑町古館）2007年8月撮影

が、これまでイルカ漁を行っていたという事実の紹介にとどまり、その内容を分析することはほとんど行われていない。現在のところ、この史料の内容に続くような他の史料も知られておらず、唐桑及びその隣接地域において組織的なイルカ追い込み漁が行われていたという伝承もない。ただ、『唐桑町史』に一点だけ、唐桑において文政期にイルカ漁が存在した可能性がわずかにうかがわれる史料が見える⁽³⁾。

藩政時代において、漁師が漁獲物を問屋に持参した場合、売上金の四分（四%）を問屋が税金として徴収する方法がとられ、すべてを権左衛門が統括した。これを四分問屋制と称したが、文政十二年（一八二九）に権左衛門から唐桑の小肝入あて出された吟味の写に、小漁師と沖乗りの船とでは課税基準が異なるため乗組み人数を偽る者がいるので、それを正すべきであるといふ文言に続けて「但し、鮪網いるか網乗子人数の儀は、正月に御取調御廻し下されたく候、あかを舟は三月、流網は五月、鰯魚は七月中に御取調べ御廻し罷り成り候方と御吟味罷り成り候」という一文がある。ここにイルカ網が出ているということは、課税対象に値するほどの活動をしていたことの表れではないかとも思えるが、裏付けとなる他の史料はない。

なお、イルカは最近でも気仙沼湾内に入つてくることはある。

大島の北側が対岸の唐桑と最も接近している間の海を大島瀬戸といい、その唐桑側の海岸を二ノ浜と呼ぶ。大島から嫁入つてそこに住んでいる畠山さん（昭和六年生まれ）は、二〇〇五年の秋ごろ、左手に見える番所根の脇を通つて二〇頭ほどの中のイルカの群れが湾奥に向かって泳いでくるのを、ここに嫁に来て初めて見たと話してくれた。イルカはさらに湾の奥に向かっ

たが、ちょうど港のほうから汽船がきたので、お諏訪様を祀つてある岬のあたりでユーターンして出て行つてしまつたという。この岬は鹿下と唐桑との境界をしているが、史料によればまさにそこから対岸の葡萄浜にかけてイルカ網を張つたと史料に見える場所なのである。

史料に見るイルカ漁をめぐる争い

『陸前唐桑史料』には、延宝三年（一六七五）の「ゆるか網」に関する史料が四点収載されている。同書から、文書番号・表題・差出・宛先・年月日のみを抜き出しておく。

三六一 唐桑村鮪立浜ゆるか網出入ニ付書物を以申上候ニ付
はれ書物申上候御事
延宝三年四月廿三日

肝煎 兵左衛門殿

三六三 本吉郡唐桑村此度鰯網出入ニ付鮪立浦本網と被仰付拙



写真15 大島瀬戸、対岸が大島、右奥に気仙沼港がある。2007年8月撮影

者共々新網ニ候間落着仕候迄止置申可由被仰付候ニ付先
前品々書物を以申上候御事

延宝三年四月晦日

本網組合 掃部印 (以下八名省略)

新人 権四郎印 (以下四二名省略)

きも入 勘右衛門印

大肝煎 兵左衛門殿

三六七 以書物を申上候御事

延宝三年五月廿二日

唐桑村 勘右衛門印

同村舞根ノ 清作

同村組頭 掃部

大肝煎 兵左衛門殿

三七〇 唐鍬村鮪立浜□ゆるか網出入ニ付書物を以申上候ニ付
はれ書物申上候御事

(差出・宛名・日付なし)

ここでは以上の四点の文意を確定しながら事のいきさつを追つてみることにする。

「三六一」イルカ網を企てたのは「こたて屋しき」の勘(右)衛門である。勘右衛門によれば、昨年新規に「ゆるか網」を結いたて、かなりの漁獲があった。そしてお上に対して拝借金を申しでたところ、私たちの仲間を排除し、あらたに希望者を集め新規に網をたてた者がいる。彼ら鮪達(しひたつ)の者たちは逆に自分たちの網の障害になると書面をもって申し立てた。この網は「御百姓共くつろぎニ罷成候御事」すなわち百姓共の

生活の足しになるものであるので、反対意見に対する反論を申しあげるのである。鮪達の網と我らの網の仲間を合計すれば九十人余となり、沖合いを通るイルカの群れを(追い込んで捕獲することは

容易である)から、それが実現するよう申し付け願いたい、というのである。古館屋敷すなわち鈴木家は鮪立の港の北側に張り出した岬の反対側に位置し、岬の馬の背を越えないと港は見えない位置にある。

「三六三」これは先の文書に対するもので、表題に「新規のイルカ網について、本網すなわち旧来の網組との争論が決着するまで稼業停止を命じられたことに対し、これまでのいきさつを整理して書き上げたものである。

①寛文一〇年(一六七〇)に洞屋敷の茂左衛門がイルカ網を試み、鮪達の与五左衛門にそこの人を集めさせたがうまくいかなかつた。そこで茂左衛門自身が網主となり欠浜の源右衛門を棟梁として一二人を集めて網を仕立てたが、鮪達の人たちが自分たちの網を仕立て、沖合いでイルカを留め切つてしまつ



写真16 鮪立漁港(宮城県気仙沼市唐桑町)

2007年8月撮影

たため、当方の漁ができなくなってしまった。

②去年（延宝二年＝一六七四）十二月から（小館）勘右衛門が鮪達の網から排除されたので、本網の者どもは勘右衛門を頼つて網を仕立てた。希望者は多く、五十人の御百姓・名子・水呑が移ってきて暮らしの支えにしようとしたところ、こちらの網を新網、つまり新規参入とされ、操業を止められてしまつた。そもそも海上での漁は入会であり、先後には関係ないはずだから、多くの人の「くそろぎ」すなわち暮らしの足しになるはずと思って網を結い立てたのである。

③鮪達組合の加藤屋敷・北小館屋敷の御百姓・名子の七軒は先達網組合に入れてもらえたかったので、当方の網に入れたが、鮪達の十左衛門組合に引き抜かれてしまつた。この者たちが抜けてしまふと、当方の網は立ち行かなくなってしまう。

④大嶋のうち外浜の者も仲間に入れたのは、イルカを発見する上でも当村より有利であり、また張った網から逃れたイルカも外浜から貝浜へと網を張ることで捕獲できるからである。

⑤今年も三月一五日、四月二十一、二十四、二十七日の計四回にわたってイルカが来たが、人数五十人余でも不足であつてイルカを捕捉できなかつた。勝手ながら、人数をもっと増やして赤磯から大嶋の唐島横根まで巻き切ることができれば、湾内に来たイルカは残らず捕ることが可能となり、いよいよ暮らしが楽になるはずである。ところが、鮪達の御百姓十四、五人が網を結い立て、さらに三〇人ほどの御百姓を仲間に組み入れる（御百姓禿申候）というので、たいへん困惑している。

⑥以上のことにして嘘偽りはない。イルカを追い込むには二月から

五月末までが肝要であるのに、鮪達の本網だけに操業を認め、当方には一件落着まで停止という（納得できない）ので、訴えているのである。

これによつて、イルカ網をめぐる問題は、同時に網の結い立てにからむ村内の人間関係の争いでもあることがわかる。勘左衛門ら訴えている者たちが何よりも不満なのは、本来は自分たちが始めた網が本網というべきなのに、あとから結成して実績を積んでしまつた、新網というべき組を本網とし、当方を新網として待つたをかけるのは納得できないという気持ちが強く表れている。

もう一点は、これまで共同作業はしていなかつたらしい対岸の大嶋にあつてちょうど鮪立の対岸にあたる外浜との連携も考え、大規模な網を計画しているということである。

さて、この文書が書かれてほぼ一ヶ月後の五月末に新しい問題が起つた。

〔三七〇〕五月二十七日にたくさんのイルカが来たので、十左衛門組が中根より網を巻ききつたが逃げられてしまったので

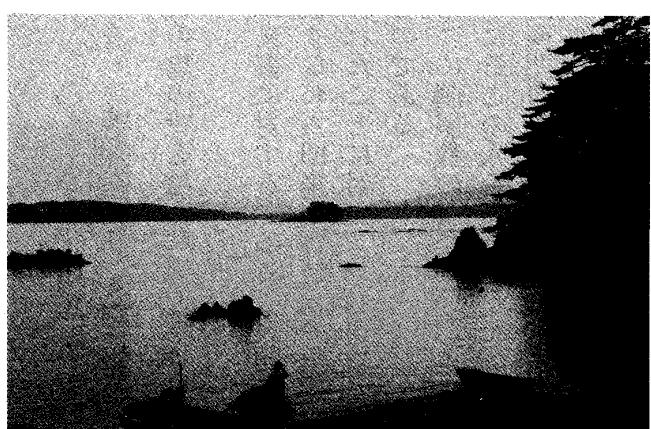


写真17 唐桑の津本から唐島（中央の小島）を望む。2007年8月撮影

網を揚げて鮪達に戻った。ところが鹿下村の靄ヶ浦湊で同村の善三郎・与右衛門・甚内の三人がイワシ網でイルカを大量に囲い込んだので、勘右衛門もイルカ網を積み込んで行き、自分も加わりたいと申し入れたが拒否された。そこで鹿下の網から逃れたイルカを大島の葡萄浜から対岸の唐桑・鹿下村境にかけて張った網で巻き切ったところへ十左衛門の網組がやってきて勘右衛門たちの網の内側に自分たちの網を張った。しかも網組どもは「ぼうからくい」を持参している。これは棒や杭などを武器として持参したという意味であろう。喧嘩も辞さないといふ彼らを前に、勘右衛門は網をあげてイルカを逃がしてしまったのである。そのあとの文章は欠字が多くて意味がとれないが、このような十左衛門に対し厳しい処置をしてくれるよう、大肝煎の兵左衛門にいきさつを報告したのである。

次の「三七〇」は、年次も差出・宛名もないが、おそらく〔三六一〕の下書きであろう。後半において、鮪達網が四十人、当方が五十人いるのだから、合体して漁をすればイルカを取り逃がすこともなくなるだろう、という提案が書かれていて、これで「三六〇」文書の欠字を補うことができる。

新網と本網の抗争

鈴木家に残るイルカ関係文書は以上である。地元の郷土史家である小松宗夫氏の見解^④なども参考にさせていただいて、筆者なりの全体像を考えてみることにする。

まず唐桑村においてイルカ追い込み漁を始めたのは、中井の洞屋敷茂左衛門で寛文一〇年（一六七〇）のことであった。茂

左衛門は欠浜の源右衛門を棟梁として十二人の百姓を集めて網をたてた。これには後にいっぽうのリーダーとなる古館屋敷の勘右衛門も含まれていたかもしれない。ところがこれに対抗して鮪達の人々が網を立て、茂左衛門の組と激しく対立するようになった。この結果、勘（簡）右衛門が反鮪達グループのリーダーとして問題の処理にあたるようになつたらしい。ここには、唐桑村という狭い地域社会内部で、村を構成する小集落単位の争いが生じていたことが見えてくる。すなわち、鮪達の中西屋敷十左衛門のグループ対古館屋敷勘右衛門のグループである。二人の家はともに唐桑の旧家二八名を列挙した「唐桑村風土記並代数有之御百姓書上」（『陸前唐桑史料』所収）中に名がある。その後のやりとりは上記のとおりで、十左衛門の組と勘右衛門の組が一体となり、百人程度の網組が結成できたのか、どうかについては史料がない。ただしここで見た史料はすべて古館屋敷鈴木家のものなので、新たな史料があれば真相は別な形になるのかも知れない。

紀州漁師の招請とイルカ網組織との関係

ところで、このイルカ騒動が起つたのと全く同じ頃、唐桑の漁業史、というよりも三陸地方の漁業史上にきわめて大きな意味をもつ事柄が起こっていた。古館勘右衛門と源右衛門が紀州から招いた鰐漁師たちが、地域にとって革新的な漁法をもたらしたのである。この源右衛門はイルカ網の棟梁となつた欠浜の人物と同じであろう。ひとつだけ史料の原文をあげてみよう。「ぼうけと申網を以いわし取いけすニ仕朝毎いきいわしを□□

へ入持参仕ゑさニいたしつり參候拙者所ニ居申舟日々式百三百宛釣參候得共當廻浜方之獵師少も釣不申候」（三七三号文書）とあり、別の三六八号文書には「つりため之まねひ仕桶を立かつほ釣上申候」とある。この画期的な漁法とは、棒受網でイワシをとり、それを生餌としてカツオを釣り上げるもので、溜め釣りとも釣り溜めとも呼ばれた。文字面からは、餌で寄せた群れを溜めておいて一気に釣り上げるという漁法を意味するよう見えるが、釣溜めという表現は土佐の船にも見られるし、〔文政七年（一八二四）分元吉北方村々諸御極帳^①〕に見える村ごとの船の大きさとその数を見ると、多くの村に「釣溜船」があり、小舟やサッパより大型の船として位置づけられている。唐桑においても「五太木船百石以下弐艘 釣溜船拾四艘 小舟三拾五艘 早破船百四拾弐艘 大合子九艘 合子百六十艘」とあり、カツオ漁船の呼称として「釣溜船」が使用されている。つまり釣溜めというのは漁法のみを指す言葉ではなく、水揚げ後に鰹節製造者に売却するため釣ったカツオを船上に溜めこんでおくだけの大きさをもつた船をも意味した。『陸前唐桑史料』には、大型のカツオ船建造や鰹節製造関連の文書もあり、新造の鰹船には一艘あたり一三人が乗り組む大きさであったことがわかる。ちなみに近世から明治初期にかけて静岡県の焼津で活躍したカツオ釣り漁船の乗組員もほぼ同じ数であった。つまり紀州から招かれた者たちは、単純に釣り方だけを伝えたのではなく、商品としての鰹節製造の技術も携え、いわばカツオ産業全体にかかる新しいシステムをもたらしたとみるべきである。イルカ追い込み漁をめぐる紛争は、まさにそうした新潮流の只中で起こっている。ほとんど全村民の組織化につながる大

規模なイルカ追い込み漁の網組編成をめぐる問題は、勘右衛門の対抗相手十左衛門が、じつは紀州漁師の招請にも反対していたという事実と重なっている。それは有力農民である御百姓が抱える名子や水呑という労働集団の取り合いという様相を帶びたことから、勘右衛門によるイルカ網の共同操業の主張は、カツオ漁の実施とも不可分の関係を持っていたのだった。これは三陸地方における漁業史上きわめて興味深い問題ではあるが、とりあえず本稿では問題点の指摘にとどめておく。

注

- (1) 本稿をなすにあたり二〇〇一年八月二四日と二〇〇七年八月七日に現地調査を行った。とくに〇七年の調査に際しては、川島秀一氏（リアスアーカ美術館）に現地を御案内いただき、また文書所蔵者である鈴木伸太郎氏、気仙沼市立図書館からの御協力もいただいた。御礼申上げたい。
- (2) 宇野脩平編著『陸前唐桑史料』常民文化研究第七二、日本常民文化研究所、一九五五年
- (3) 『唐桑町史』同編纂委員会、一九六八年、三六二頁
- (4) 小松宗夫『海鳴りの記——陸漁業の歩み』宮城県鰹鮪漁業協同組合、一九七四年、四七頁—四八頁
- (5) 『唐桑町史』三六五頁